

第7章

こどもみらい課 事業概要

第1節 こどもみらい課策定計画

こどもみらい課策定計画の位置付け

結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進するとともに、ひとり親家庭等様々な環境にある子どもや家庭への支援及び女性保護を推進する各種計画を3本策定している。

➤ **青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)**

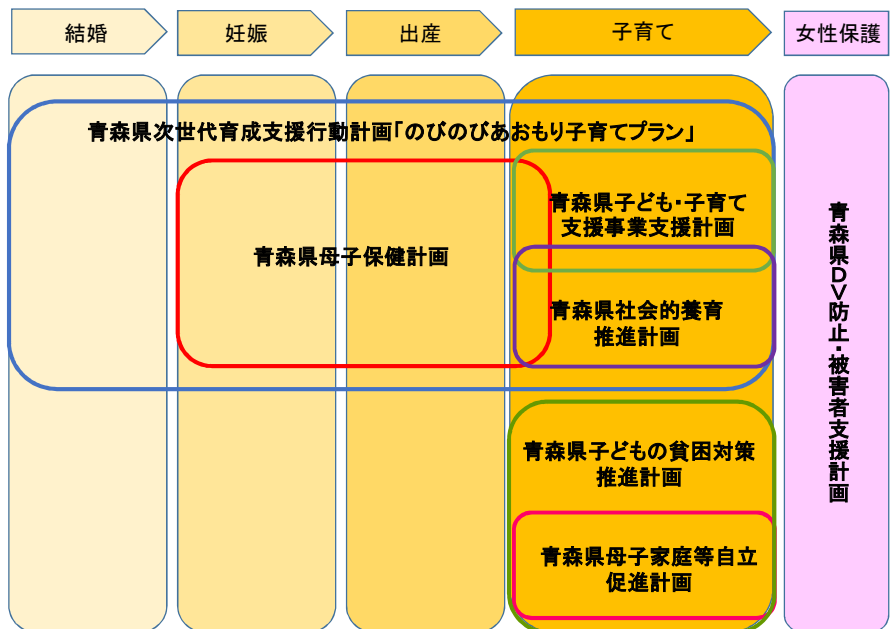
※「青森県母子保健計画」「青森県子ども・子育て支援事業支援計画」「青森県社会的養育推進計画」と一体的に策定
計画期間：R2～R6

➤ **第2次青森県子どもの貧困対策推進計画**

※「青森県母子家庭等自立促進計画」と一体的に策定
計画期間：R3～R7

➤ **第4次青森県DV防止・被害者支援計画**

計画期間：H31～R5



1 青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)

(1) 概要

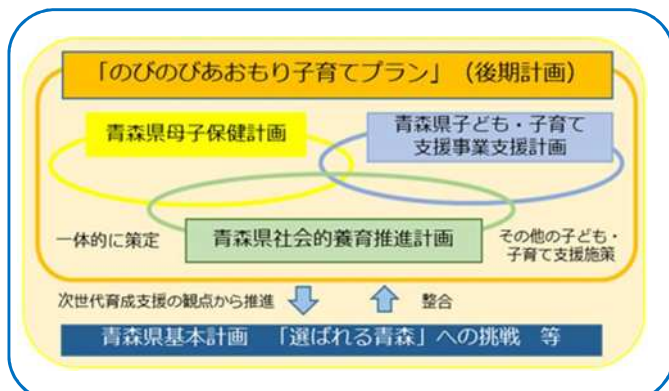
① 計画策定の趣旨

- 県では、少子化の流れを変えるため「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年2月に「わくわくあおもり子育てプラン」(前期計画)を、平成22年2月に同(後期計画)を策定し、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的・包括的に支援するための様々な取組を行ってきた。
- 国において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されたこと、また引き続き集中的・計画的な対策の推進・強化を図るために、同法の有効期限を10年間延長する等の改正が行われたことを踏まえ、平成27年3月に「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)を策定し、令和2年3月に同(後期計画)を策定した。

② 計画期間

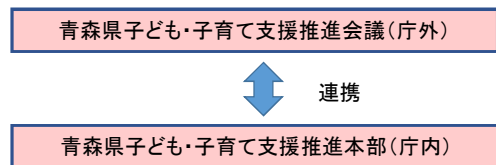
- 令和2年度～令和6年度(5年間)
- 改正次世代育成支援対策推進法では、平成27年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする10か年計画を立てることとしており、本計画は、平成27年度から令和元年度までの前期5か年を第1期とする前期計画を令和元年度に見直し、令和2年度から後期5か年を第2期とする後期計画として定めたものである。

③ 計画の位置付け



④ 計画の進行管理

- 子育てに関する多くの分野と連携を図りながらプランを推進する。



- プランの実施状況を毎年度、把握・点検・評価し、効果的な予算編成や事業実施につなげるPDCAサイクルにより進行管理を行う。

(2) 計画がめざすもの

基本理念	子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、 結婚・妊娠・出産・子育て に希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします	
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県 ■ 社会全体で、結婚・妊娠・出産・子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県 ■ 県民一人ひとりがお互いを大切にし、男女が共に子育てを楽しめる青森県 	
施策の基本方針	結婚	<p>1 結婚の望みをかなえるために —社会全体で結婚したい男女を応援します—</p> <p>結婚したい男女の希望をかなえるため、社会全体で結婚を支援する施策に取り組みます。</p>
	妊娠 出産	<p>2 安心して子どもを産むために —妊娠・出産と健やかな成長を支援します—</p> <p>妊娠、出産、子育てにわたる保健・医療・福祉施策に取り組みます。</p>
	子育て	<p>3 安心して子どもを育てるために —社会全体で子育て支援を推進します—</p> <p>家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。</p>
	様々な環境にある子どもと家庭	<p>4 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように —様々な環境にある子どもや家庭を支援します—</p> <p>子どもへの虐待を社会全体で予防するとともに、障害のある子ども、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭など、様々な環境にある子どもの自立に向けて総合的に支援します。</p>
	健全育成	<p>5 健やかに心豊かに育つように —豊かな心、命を大切にする心を育む支援と健全育成を推進します—</p> <p>子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切にすることを育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組みます。</p>
	環境づくり	<p>6 安全・安心な子育てをするために —子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します—</p> <p>子どもを犯罪や交通事故、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。</p>

2 第4次青森県DV防止・被害者支援計画

基本理念	配偶者からの暴力のない社会をめざして
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○DVの防止と被害者の保護及び自立支援に関する県の施策について、基本的な方針を定めたもの ○計画に沿ったDVの防止と自立支援を含む被害者の保護対策を市町村、関係機関、県民とともに推進
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ○配偶者からの防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
計画期間	平成31年度から令和5年度まで
進行管理	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;">計画に掲げた重点目標(1~12)</div> <div style="font-size: 2em; color: #ffc107;">➡</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;">DV防止対策推進会議(※)における評価</div> <div style="font-size: 2em; color: #ffc107;">➡</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;">効果的な施策の推進</div> </div>

(※) DV防止対策推進会議
庁内各課、関係機関等が連携したDV対策を推進するため設置

基本目標1 DVを許さない社会づくり

重点目標	施策の方向
1 人権感覚・人権意識の育成	(1)地域、職場、学校、家庭等における人権教育の推進 (2)男女共同参画の推進
2 DVについての正しい理解の普及と予防啓発	(1)県民への正しい理解の普及と予防啓発 (2)女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実 (3)DVに関する情報収集・提供
3 加害者更生のための取組の推進	(1)加害者更生に関する研究 (2)加害者の相談への対応の検討

基本目標2 被害者保護対策の充実

重点目標	施策の方向
4 発見・通報体制の充実	(1)発見・通報機関における対応の強化 (2)医療機関・福祉関係者における発見・通報等体制の強化 (3)県広報の活用等による通報窓口等の周知 (4)高齢者又は障害者に関する情報への対応
5 迅速かつ適切な被害者保護	(1)一時保護体制の充実 (2)広域連携の促進 (3)警察における対応の充実 (4)保護命令に対する適切な対応の確保
6 同伴家族等への支援	(1)虐待・DV等総合対策の推進 (2)一時保護所に同伴する子どもの心のケアと支援の推進 (3)子どもの安全な就学の確保
7 相談への対応の充実	(1)いつでもどこでも相談できる体制の確立 (2)市町村における相談支援体制の強化 (3)相談者の多様なニーズへの対応の充実 (4)障害者や外国人被害者に対する支援体制の整備 (5)相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備 (6)苦情処理体制の構築

基本目標3 被害者の自立支援のための環境整備

重点目標	施策の方向
8 被害者の自立への支援	(1)就労促進のための支援 (2)住宅確保のための支援 (3)各種援護制度等の利用に関する支援 (4)司法制度等の利用に関する支援 (5)ステップハウスのあり方についての検討
9 被害者の精神的回復のための支援	(1)被害者の心のケアの充実 (2)子どもの心のケアの充実 (3)一時保護所退所後の支援体制の整備

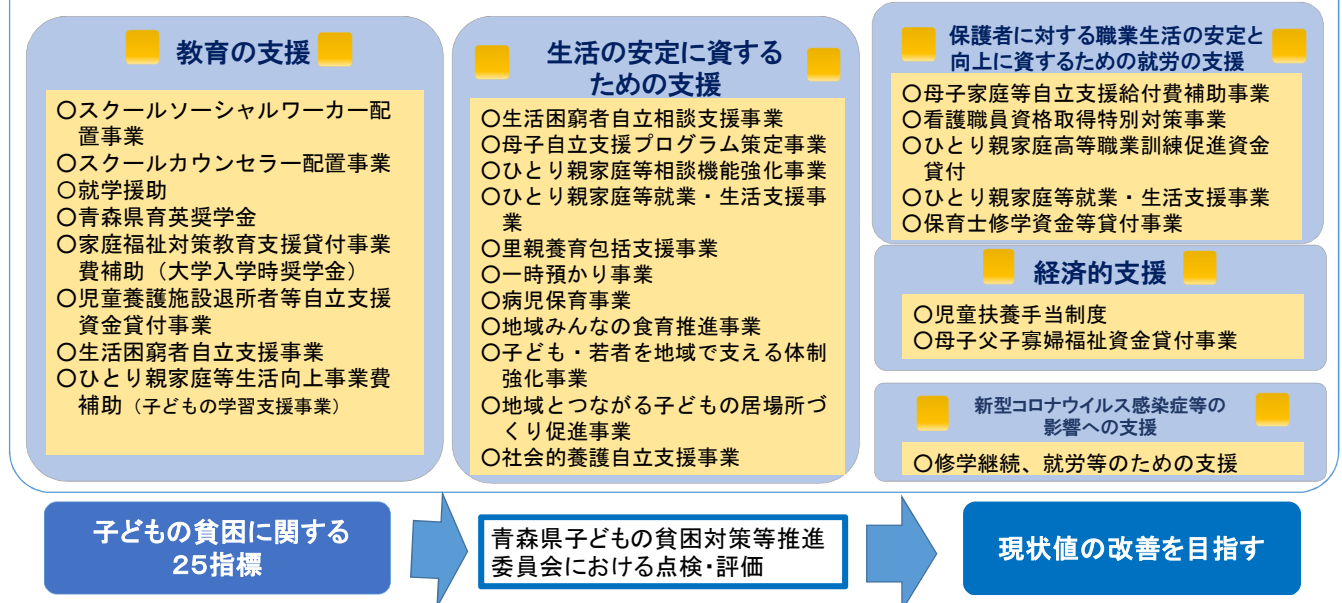
基本目標4 職務関係者の資質の向上と連携

重点目標	施策の方向
10 職務関係者への研修等の充実	(1)相談及び一時保護担当職員の資質の向上 (2)関係者への研修の充実
11 関係行政機関の連携の推進	(1)県域における連携 (2)地域における連携 (3)実務関係者間の連携
12 民間団体等との連携の推進	(1)民間団体との協働による取組の検討と活動支援 (2)医療関係者との連携 (3)民生委員・児童委員及び人権擁護委員との連携

3 第2次青森県子どもの貧困対策推進計画

計画策定の趣旨	すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する
計画期間	令和3年度～令和7年度
計画の推進	本県における子どもの貧困対策の現状を把握できる指標を設定し、計画に掲げた施策の推進によりその現状値が改善され、困窮家庭の割合が減少していくことを目指す

貧困対策を推進するための5つの重点項目と主な事業



第2節 結婚支援

1 あおもり結婚ムーブメントの創出

結婚に対する関心がまだ低い層、結婚に一步踏み出せない層や関係団体等を巻き込んだ結婚ムーブメントの創出、結婚支援情報の提供や結婚を希望する男女の出会いの支援など、県内の結婚の支援に総合的に取り組む。

○あおもり結婚ムーブメントの創出



- ・結婚に対する関心がまだ低い層等を対象に、新しい出会いや結婚のよさなどを伝え、結婚について考えるイベントを開催。
- ・先進事例等を踏まえ婚活イベント開催し、効果的な婚活イベントのモデルとして県内の関係団体に普及。
- ・結婚した夫婦等に対して、協賛店から割引等のサービスを行う「結婚応援パスポート」制度をスタート。

○若年層や親世代に対する結婚支援情報の提供

結婚に関するデータや、県や市町村の結婚支援の取組（マッチングシステム、婚活イベント等）を紹介する結婚支援情報誌を制作・配布するとともに、新聞での広報を行う。

○結婚を希望する男女に対する出会いの支援

※37市町村（弘前市・黒石市・中泊町を除く）との共同運営

- ・マッチングシステム出張登録会及び会員募集イベントを開催
- ・あおもり出会いサポートセンターの運営、結婚フォローアップサポーターの配置

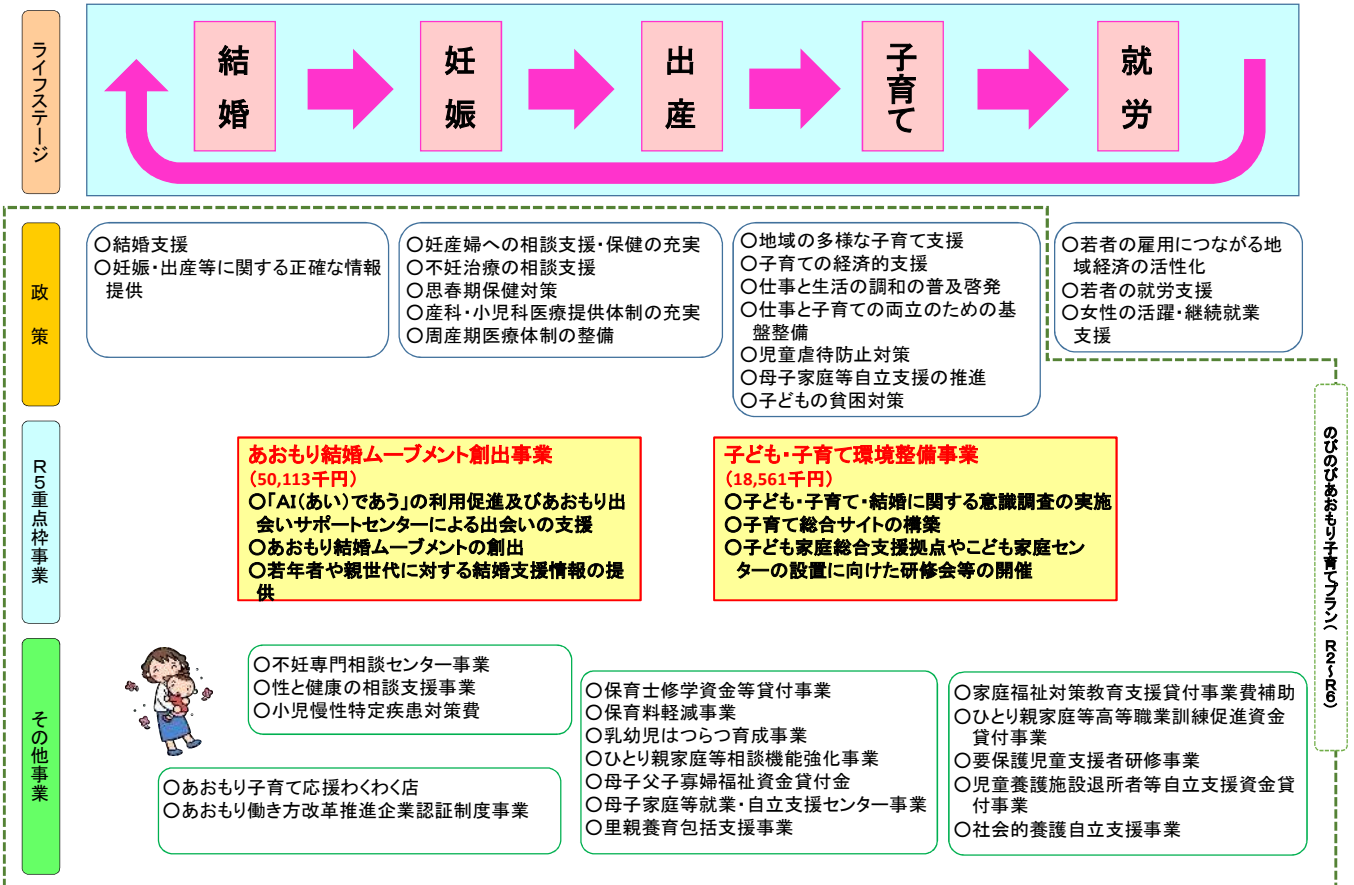


- ◆ 婚姻率の上昇
- ◆ 結婚を応援する社会全体の気運の醸成



2 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（1）

安心して子どもを産み育てるためには、結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援が必要であり、ライフステージに即し地域の実情に応じたニーズに対応するきめ細かい支援に取り組み、これらをパッケージとして総合的に進めます。



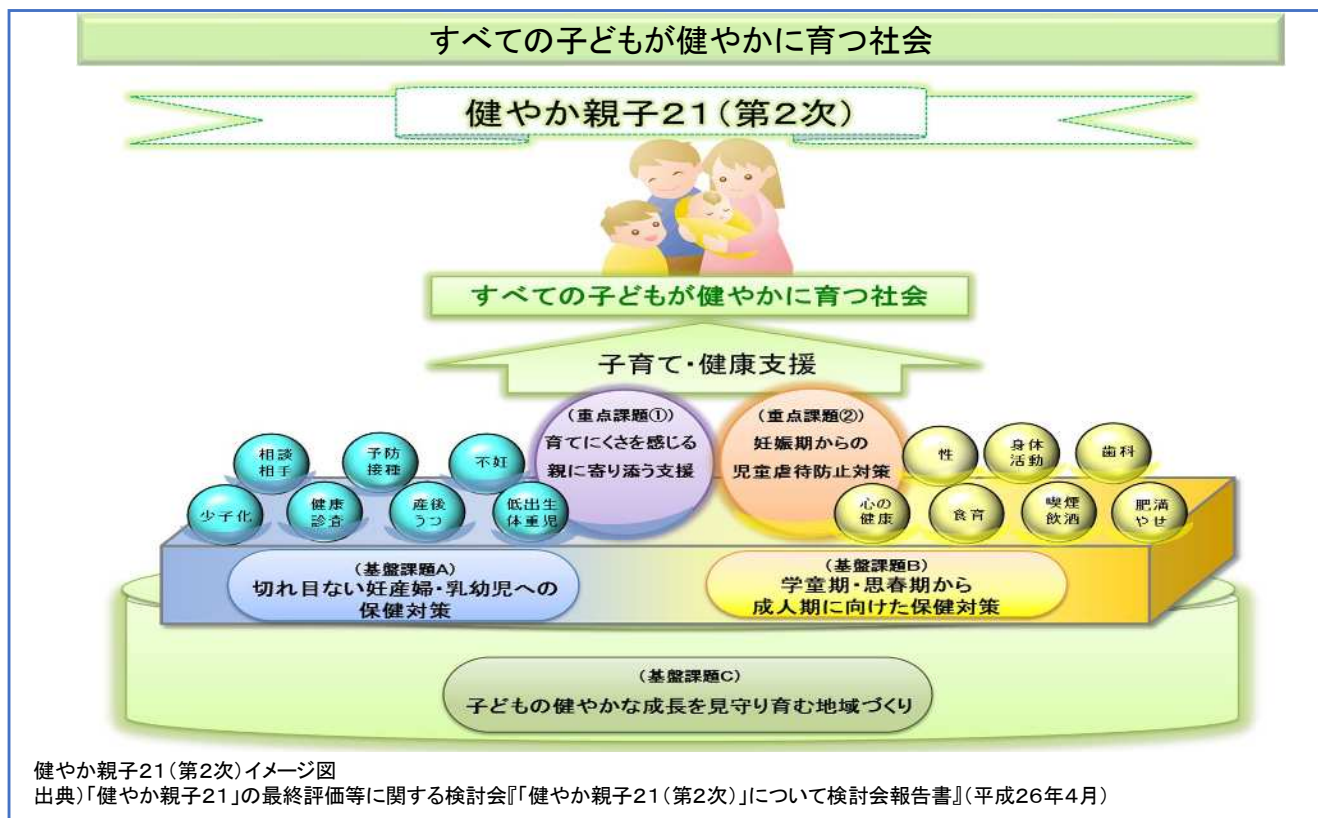
2 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（2）

あおり働き方改革推進企業認証制度の概要

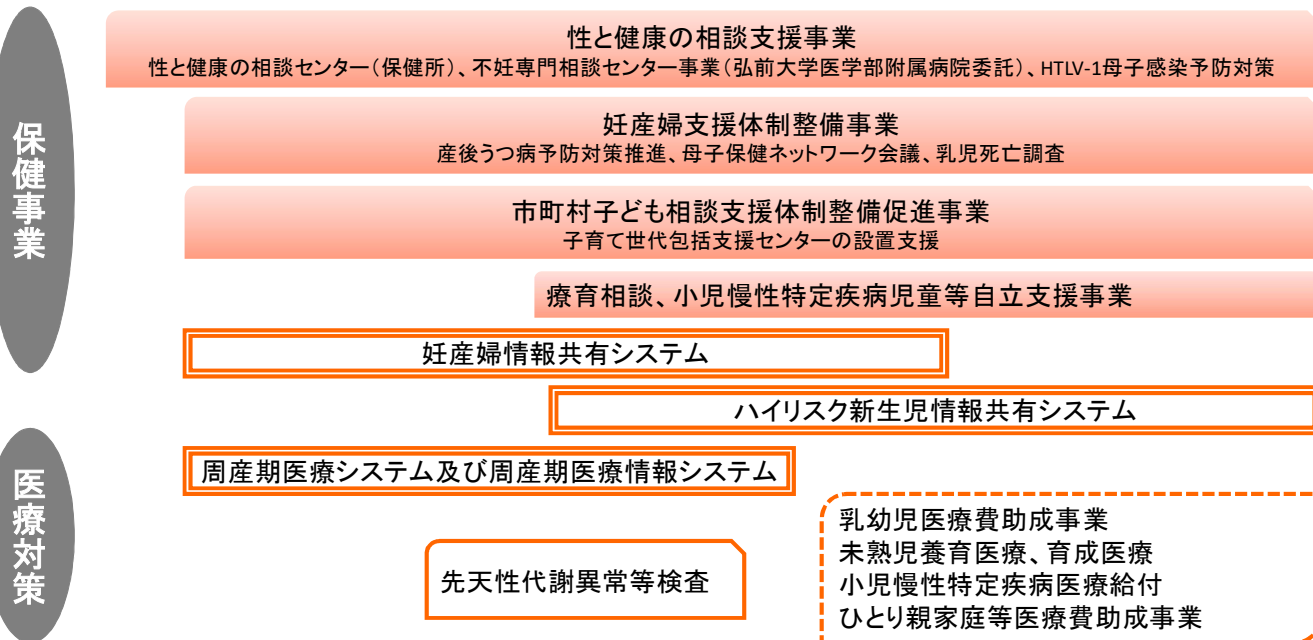
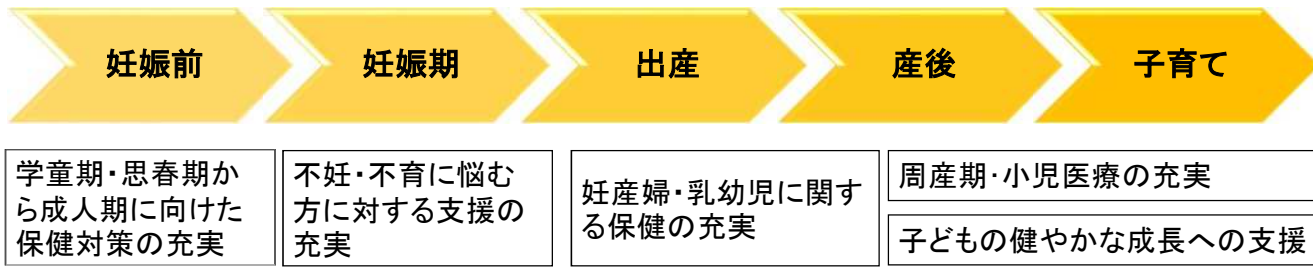


第3節 妊娠・出産支援

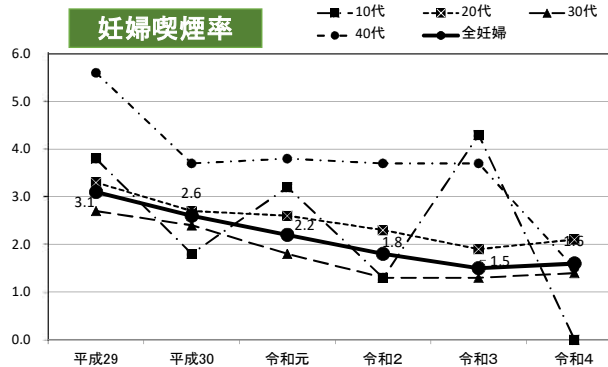
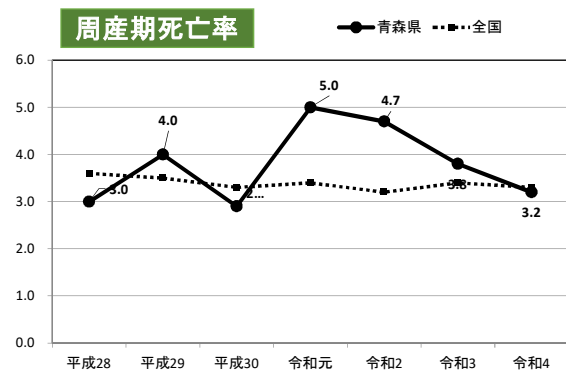
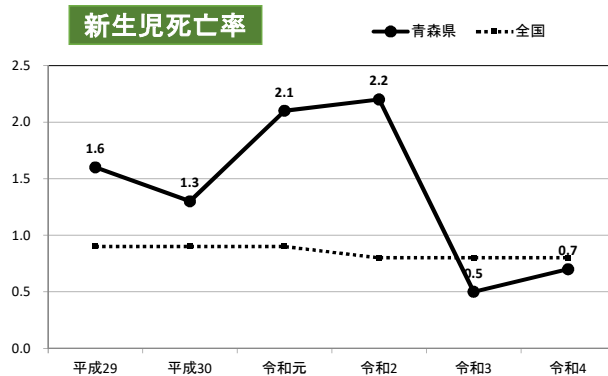
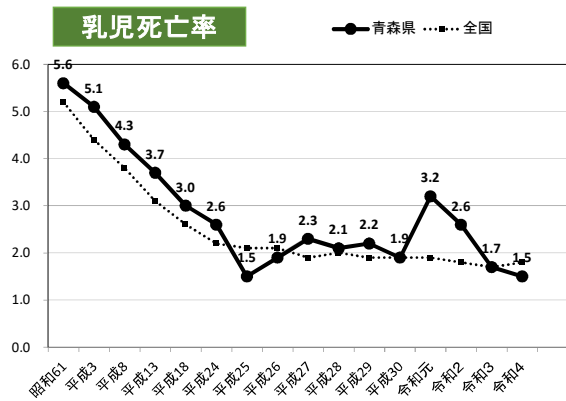
本節は、下イメージ図のとおり「健やか親子21」（第2次）で示された課題をベースに、「のびのびあおもり子育てプラン」（『母子保健計画』と一体的に作成）を推進するものである。



1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

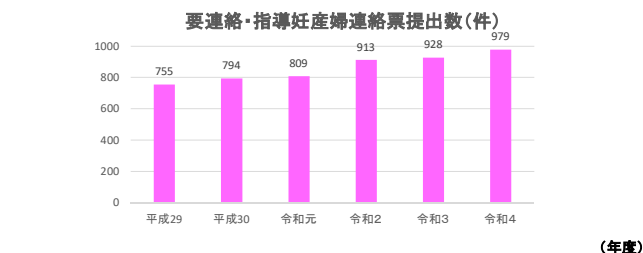
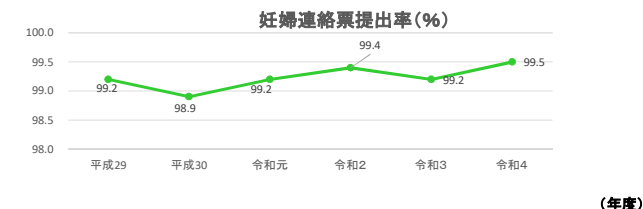
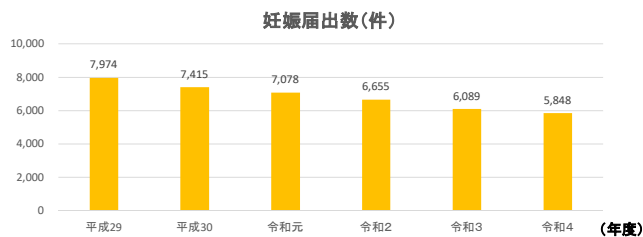
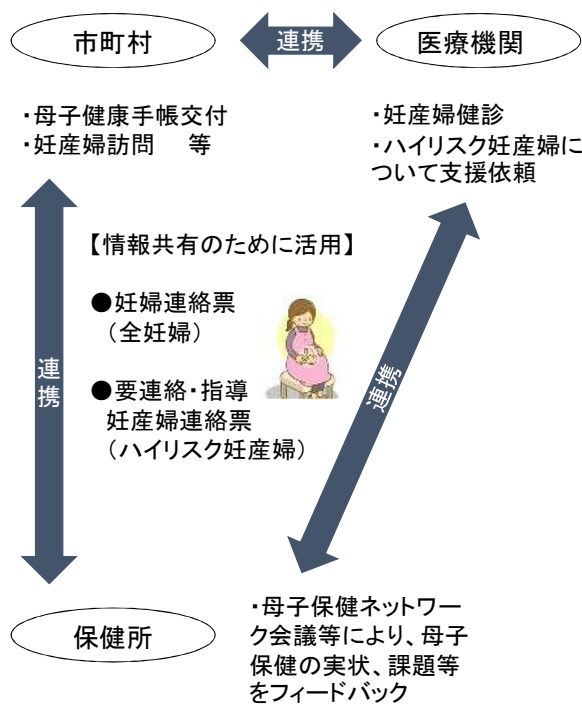


母子保健に関する基礎データ（年次推移）



妊婦連絡票等による妊産婦支援

妊産婦及びその家族に対して、妊娠初期から産褥期まで一貫した支援を行い、安心して妊娠・育児生活を送ることができる環境の提供をめざし、医療機関・市町村・保健所が連携して支援している。



2 子どもの健やかな成長への支援

慢性疾病を抱える児童等とその家族への支援

小児慢性特定疾病とは

児童期に発症し、慢性的に経過する疾病であり、長期にわたり療養を必要とする、児童等の生命に危険が及ぶおそれのあるものであって、療養のために医療費の大きな負担を要する疾病。

医療費助成制度

〇趣旨

幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾病を抱える児童等とその家族には、肉体的、心理的負担に加えて、医療費などが大きな経済的負担となることから、その医療費についての助成を実施。
(令和4年度給付者数:656人)

対象疾病

令和3年11月1日より、小児慢性特定疾病は788疾病へ拡大。

指定医・指定医療機関制度

- ・適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、小児慢性特定疾病の診断を行う「指定医」を指定。
- ・医療機関との適切な治療関係の構築や、質の高い医療の継続的な提供といった観点から、疾病の治療を行う「指定医療機関」を指定。

小児慢性疾病児童等自立支援事業

〇趣旨

慢性的な疾病を抱える児童等及びその家族の負担の軽減及び長期療養をしている児童等の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を実施。

相談支援

小児慢性特定疾病児童等の医療及び福祉に関して、保健師による面接相談、電話相談、巡回相談を実施。

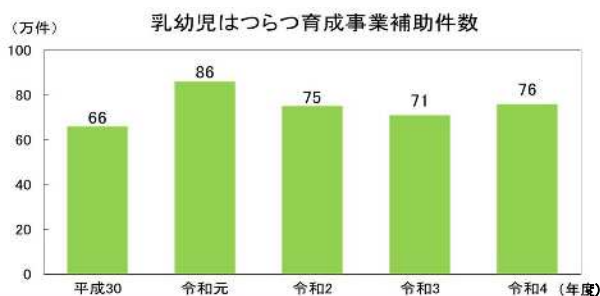
また、相談日を設け、専門医等による療育相談を実施。
(令和4年度実績:開設相談12件、随時相談73件、訪問指導12件、電話相談40件)

交流会

小児慢性特定疾病児童等同士の交流会や、家族に対する小児慢性特定疾病児童等を育てたことのある親等による助言・相談等の機会を設ける。

乳幼児医療費助成事業

子育てに係る経済的負担の軽減を図り、乳幼児の健康の保持増進等を目的として、市町村が実施する医療費助成事業に対し「乳幼児はつらつ育成事業費補助」を実施。



ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業に対し「ひとり親家庭等医療費補助」を実施。



第4節 子育て支援

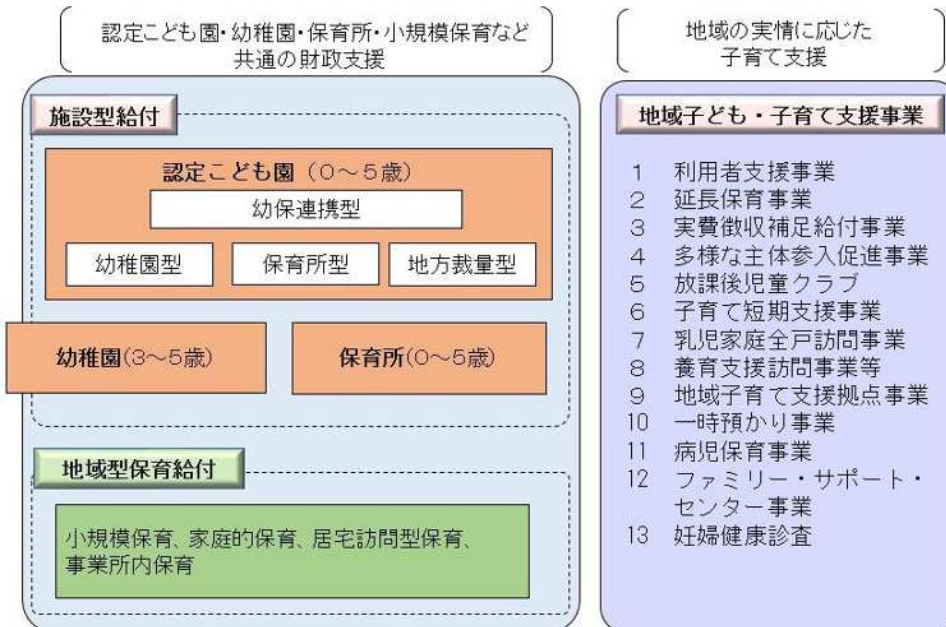
1 幼児期の教育・保育等の推進

子ども・子育て支援新制度の概要

- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」の子ども・子育て関連3法に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格施行された。

<新制度のポイント>

- ◆認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等への共通の給付の創設
- ◆認定こども園制度の改善
- ◆地域の実情に応じた子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ◆市町村が実施主体（市町村子ども・子育て支援事業計画の作成）
- ◆社会全体による費用負担（消費税による恒久財源の確保）
- ◆地方版子ども・子育て会議の設置



施設型給付・地域型保育給付

- 子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障。（「公定価格」の設定）
- 教育・保育を利用する子どもについては3つの認定区分（1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども）が設けられ、区分に基づいて施設型給付等が行われる。
- 負担割合は、施設型給付費：国1/2、県1/4、市町村1/4（公立は市町村10/10）
地域型保育給付：国1/2、県1/4、市町村1/4

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
(利用できる保護者)制限なし
(対象児童)1号認定子ども

教育と保育を一体的に行う施設
(利用できる保護者)働いている状況に関わりなく利用できる
(対象児童)1・2・3号認定子ども
※地域の子育て支援も行う

幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
学校かつ児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
(利用できる保護者)共働き世帯など家庭で保育のできない保護者
(対象児童)2・3号認定子ども

施設より少人数の単位で0~2歳の子どもを保育する事業

地域型保育事業の位置付け

認可 19人 6人 5人 1人	小規模保育 事業主体:市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体:市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体:事業主等
	家庭的保育 事業主体:市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする子どもの居宅	事業所の従業員の子ども+地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

※小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
(利用できる保護者)共働き世帯など
(対象児童)3号認定子ども

地域子ども・子育て支援事業

- 市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、地域子ども・子育て支援事業を実施。
- 国及び県は、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付。
- 負担割合は、国1/3、県1/3、市町村1/3（利用者支援事業は国2/3、県1/6、市町村1/6）

すべての子育て家庭を対象

※妊婦健康診査については交付税措置

利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に対して、教育・保育、保健その他の子育て支援に関する相談や情報提供、助言等を行い、関係機関との連絡調整・連携の体制づくり等を実施

地域子育て支援拠点事業

地域の身近なところで子どもや保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を実施

ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整等を実施

一時預かり事業

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて実施

子育て短期支援事業

疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を一時的に預かり、保護、生活指導、食事の提供等を実施

主に共働き家庭を対象

延長保育事業

通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施

病児保育事業

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで実施

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにし、その健全な育成を図る

妊娠期から出産後まで支援

妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保

満足度の高い保育の推進

- 多様な保育ニーズに対応するため、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村の地域子ども・子育て支援事業への取組を促進。
特に、「まちなか」や職場の近くなど利便性の高い場所での効果的な保育の提供や、保護者のニーズの高い病児保育の設置促進等により、「満足度の高い保育」の推進。

病児保育事業の推進

◆ 共働き世帯等のニーズの高い病児保育の促進について強力に支援

- ◎病児一時預かりマイ保育所モデル事業（H27）
- ◎病児保育事業スタートアップマニュアル作成（H27）
- ◎体調不良児の一時預かりスペースやライブカメラ設置費等を支援（H28）
- ◎県ホームページでの情報提供



認証評価制度

- ◆ 福祉・介護サービス事業所において「より魅力ある職場づくり」を進め、良質な雇用の場の増加、福祉・介護サービスの安定的な提供を進めるため、平成28年3月に「**青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン**」を策定。その中核的な取組として、平成28年度から「介護サービス事業所認証評価制度」を開始。

平成29年度から認証評価制度を「保育分野」に拡充

◆ 認証評価制度の概要

事業所における職員の処遇改善、人材育成及びサービス内容の充実と質の向上に関する取組等を評価し、県が認証・公表する制度



まちなか保育の推進

◆ 民有地マッチング事業（H27～H29）

中心市街地やオフィス街などの利便性が高い場所で保育を提供する「まちなか保育」を推進。保育所施設としての活用を希望する空き店舗等の物件を公募し、保育事業者とのマッチングを行う。（H28マッチング成立1件）

◆ 事業所内保育施設の設置促進

病院内保育所、介護事業所内保育施設の運営費支援及び企業主導型保育事業の周知等。

保育人材の確保・定着

- 子ども・子育て支援新制度における市町村計画のサービス量の見込みを踏まえ、質の高い保育人材の安定的な確保、県内定着と離職防止、潜在保育士の再就職支援を推進。

1 就職支援・マッチング

★求職者の相談、希望の条件に合う保育所の紹介、あっせん等、就職・再就職をサポート。

就職実績429人
(うちセンター紹介212人)
(開設～令和5年3月末)

2 保育士の相談支援

★再就職支援コーディネーターが、現在保育所に勤務している保育士や再就職希望者の相談に応じる。

3 保育所の相談支援

★求人登録した保育所に人材の紹介や、保育士採用等の相談に応じる。



(青森県社会福祉協議会委託)

4 保育士人材バンク

- ★簡単に求職登録、求人登録が可能
- ★インターネットで求人情報を検索



5 研修の実施

- ★再就職を希望する保育士のブランク解消のための再就職支援研修の実施。
- ★保育所に勤務している保育士の就業継続やスキルアップに向けた研修の実施。

6 離職保育士届出制度

- ★保育士として働いていない方等がセンターに届出。
- ★研修・セミナーの情報を提供し、それぞれの状況に応じた復職支援を行う。

保育士修学資金等貸付事業

保育士修学資金貸付

- ◆ 保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に修学資金を貸付
- ◆ 貸付額 (上限)
 - ①学費 月額 5万円
 - ②入学準備金 20万円
 - ③就職準備金 20万円
 - ④生活費加算 (生活保護受給者に限る)
- ◆ 県内保育所等において3～5年以上従事したときは返還を免除



潜在保育士の再就職支援貸付

- ◆ 潜在保育士が保育所等に勤務することが決定した際に就職準備金を貸付
- ◆ 貸付額 (上限)
 - 再就職準備金 40万円
- ◆ 県内保育所等において2年以上従事したときは返還を免除



未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援貸付

- ◆ 未就学児を持つ保育士にファミリーサポートセンター等の利用料金 (半額) を貸付
- ◆ 県内保育所等において2年以上従事したときは返還を免除

保育士資格取得支援

保育士試験

保育士資格を取得しやすくするため、平成28年度から実施回数 を年2回に増。

保育士養成施設

県内の保育士養成施設は、7か所で入学定員は385人 (令和5年4月1日現在)

保育士資格取得支援

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭及び保育士確保の一環として、
- ①保育所等に勤務している保育士資格を有していない方の保育士資格取得のための保育士養成施設の受講に必要な入学金、受講料等
 - ②保育士試験合格者が対象施設で勤務することが決定した場合、保育士試験受験対策講座の受講料等を支援。

子育て支援員研修

- ◆ 小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり等の事業の担い手となる人材確保のため、平成27年度に全国共通の研修制度が創設。
- ◆ 保育所、認定こども園の職員配置基準の特例措置により、一定の要件のもと、保育士の一部について、子育て支援員を活用することも可能。
- ◆ 国で定める基本研修及び専門研修を修了した者に「子育て支援員研修修了証」を交付 (R4実績:67人)
- ◆ 毎年度研修実施予定。

2 新・放課後子ども総合プランの推進

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める。

県全体の目標

- 放課後児童健全育成事業は、令和4年度実績において、県内391の支援の単位で16,345人の児童が利用。
- 今後とも、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校の余裕教室等を利用した放課後児童クラブを計画的に整備していく必要がある。



放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運営の推進

- 市町村が「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施するよう取組を支援
- 健康福祉部と教育庁が連携を図り、学校関係者、児童福祉関係者等で構成する「推進委員会」を設置
- 放課後児童クラブの従事者、放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の従事者・参画者等との間で情報交換・情報共有を図るための、合同研修を開催

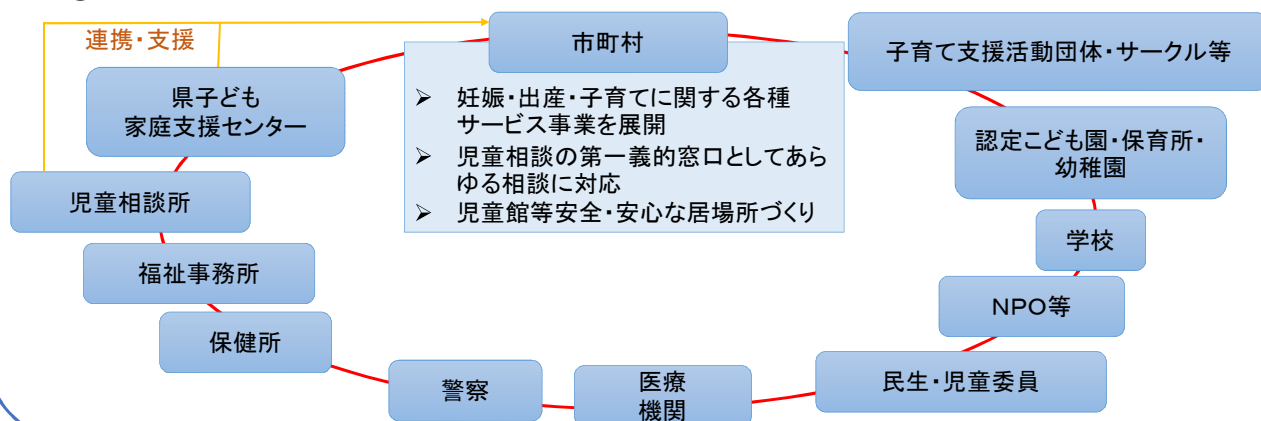
放課後児童支援員研修

- ◆ 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、支援の単位ごとに2人以上置かなければならない。
- ◆ 県では、毎年度計画的に研修を実施することとしている。

3 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 概要

① 子育て支援の総合的な推進、子育て支援機関のネットワーク化



② 子育ての経済的負担の軽減

- 乳幼児やひとり親家庭等への医療費の助成
- 第3子以降の保育料の軽減
- 児童手当
- 企業との連携による子育て家庭等に対する割引等優待制度(あおもり子育て応援わくわく店)の普及促進



③ 子育てに関する学習機会・情報提供

- 子育て情報誌・HPによる子育てに関する情報発信
- 子ども救急電話相談(＃8000)
- 「あおもり子育て総合サイト」(今年度構築予定)による県内子育て支援情報を情報発信

(4) 児童手当制度について

目的 家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)		
手当月額	○3歳未満	15,000円	受給資格者
	○3歳以上小学校終了前 (第1子、第2子)	10,000円	
	(第3子以降)	15,000円	
	○中学生	10,000円	実施主体
○所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 (特例給付)	5,000円	支払期月	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 ○市町村 ※公務員は所属庁で実施 ○毎年2月、6月、10月 (各前月までの分を支払)
費用負担	○児童手当の支給に要する費用については、国、地方自治体、事業者が負担している。		

第5節 様々な環境にある子どもと家庭に対する支援

1 児童相談所

(1) 児童福祉法における児童相談所の役割について

児童相談所

児童福祉法第12条に規定された都道府県に設置される行政機関
子どもや家庭、その他からの相談に応じ、問題やニーズを的確に捉え、個々の子どもや家庭
に対して最も効果的な援助を行う。

児童相談所が行う業務

- 市町村間の連絡調整、情報提供・助言、市町村職員の研修
- 専門的な知識や技術を必要とする相談への調査・判定・一時保護
- 調査・判定・一時保護に基づいた必要な指導
- 里親に対しての必要な情報提供、助言、研修、その他の援助

児童相談所の体制

青森県には6箇所の児童相談所を設置、一時保護所は中央児童相談所に併設している。
相談所内の、それぞれの職種の職員が連携して相談への援助活動を行っている。

配置されている主な職員

- 児童福祉司…相談の受理、調査
- 児童心理司…心理判定
- 一時保護所指導員・保育士(中央のみ)…
入所児童の生活指導、行動観察
- 医師(非常勤)…診察などによる診断

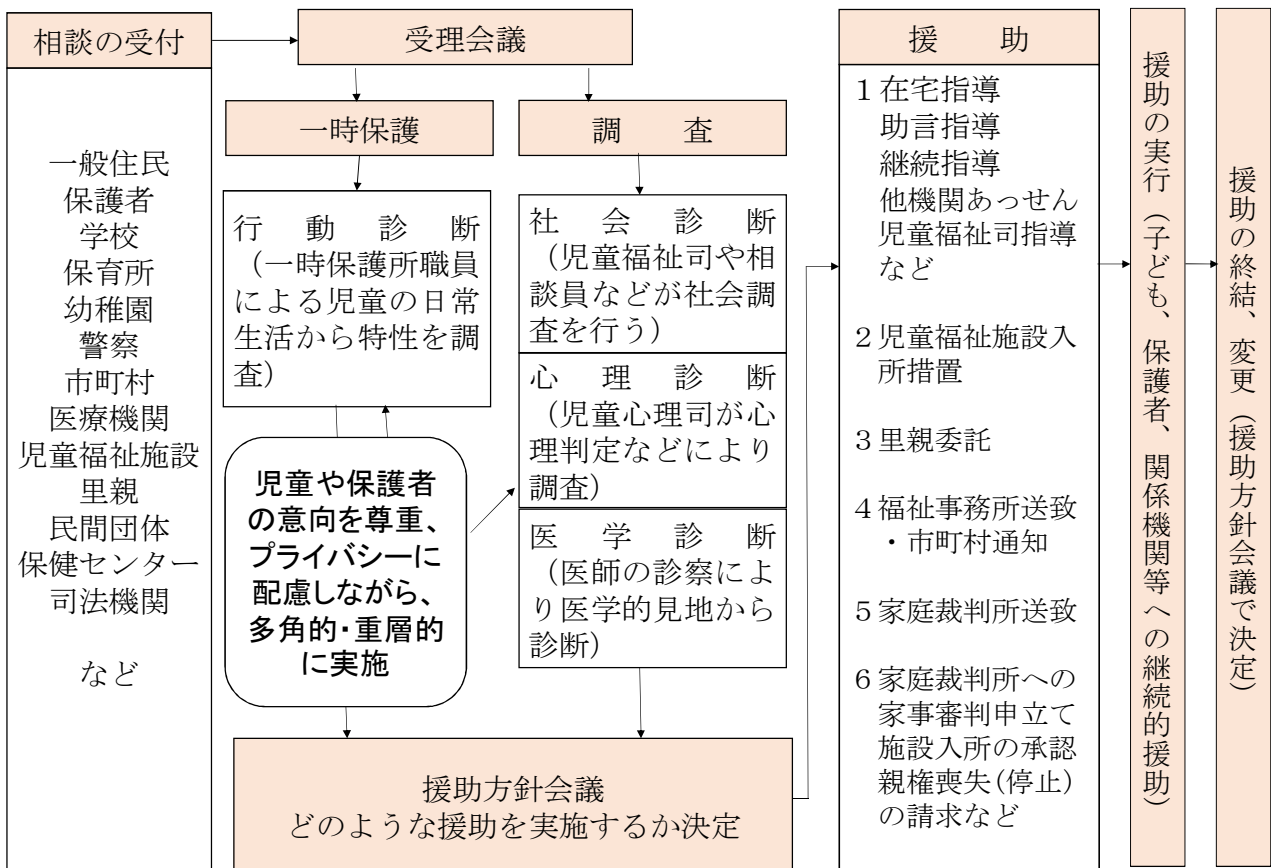
青森県の児童相談所

- 中央児童相談所(青森市、東津軽郡)
- 弘前児童相談所(弘前市、黒石市、平川市等)
- 八戸児童相談所(八戸市、三戸郡、おいらせ町)
- 五所川原児童相談所(五所川原市、つがる市等)
- 七戸児童相談所(十和田市、三沢市、上北郡)
- むつ児童相談所(むつ市、下北郡)

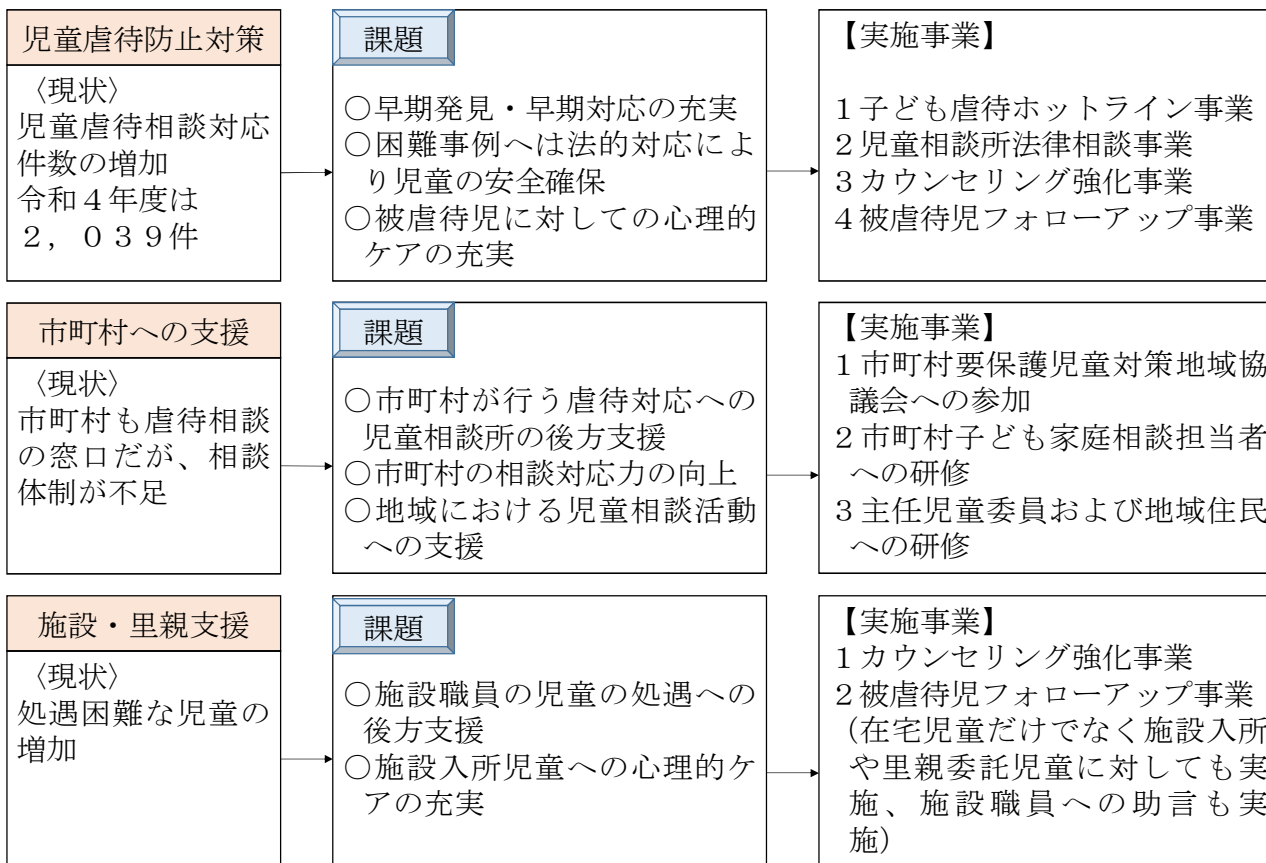
(2) 児童相談所が受け付ける相談種類と内容

養護相談	1 児童虐待相談	子ども虐待などの相談
	2 その他の相談	保護者の養育困難などの相談
保健相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児などの疾患の相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲、ろうなど視聴覚障害に関する相談
	6 言語発達障害等相談	言語発達遅滞、学習障害などに関する相談
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症または同様の症状を呈する児童の相談
非行相談	10 ぐ犯等相談	ぐ犯行為などの問題行動のある児童の相談
	11 触法行為等相談	触法行為があり警察通告を受けた児童の相談
育成相談	12 性格行動相談	人格の発達上に問題行動を有する児童の相談
	13 不登校相談	登校・登園できない児童に関する相談
	14 適性相談	進学適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

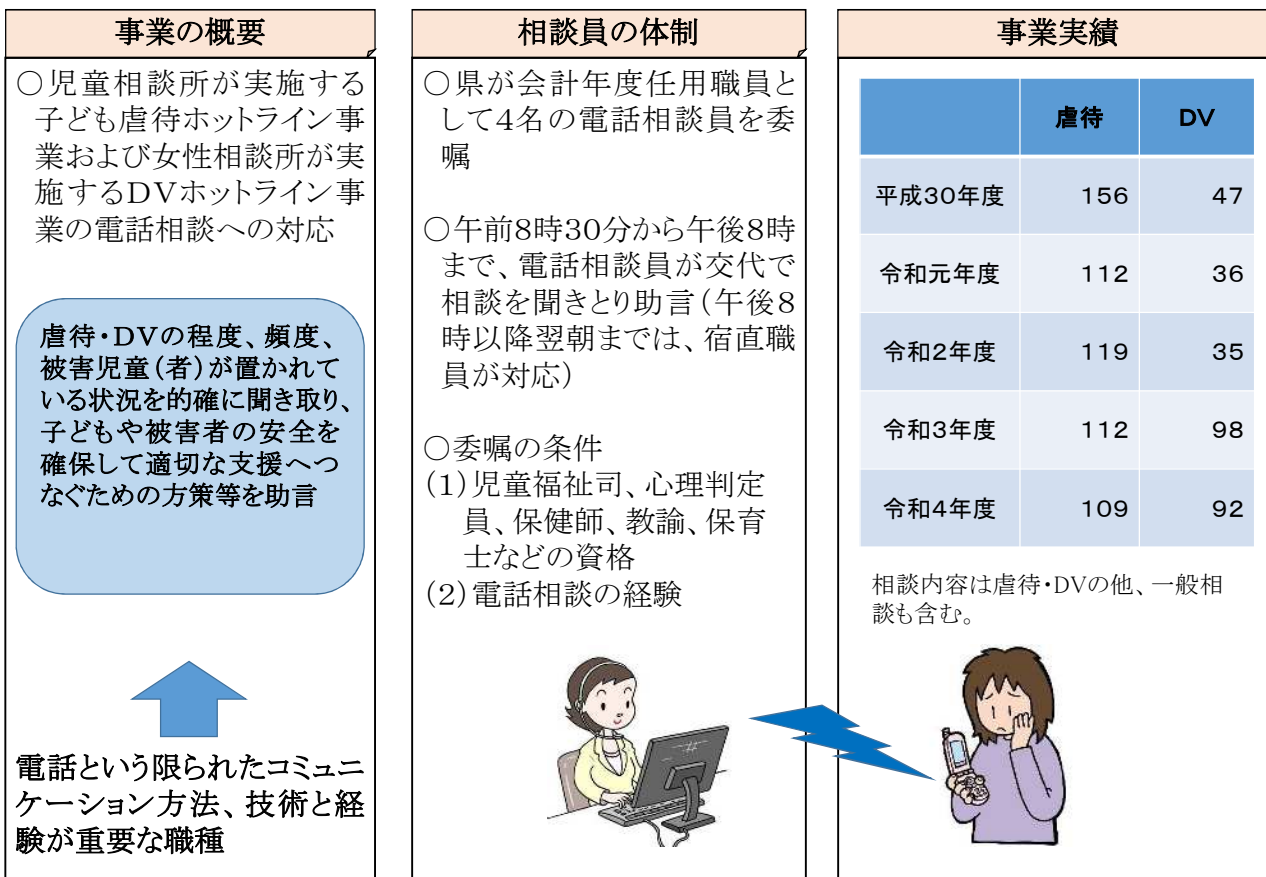
(3) 児童相談所における相談活動の体系・展開



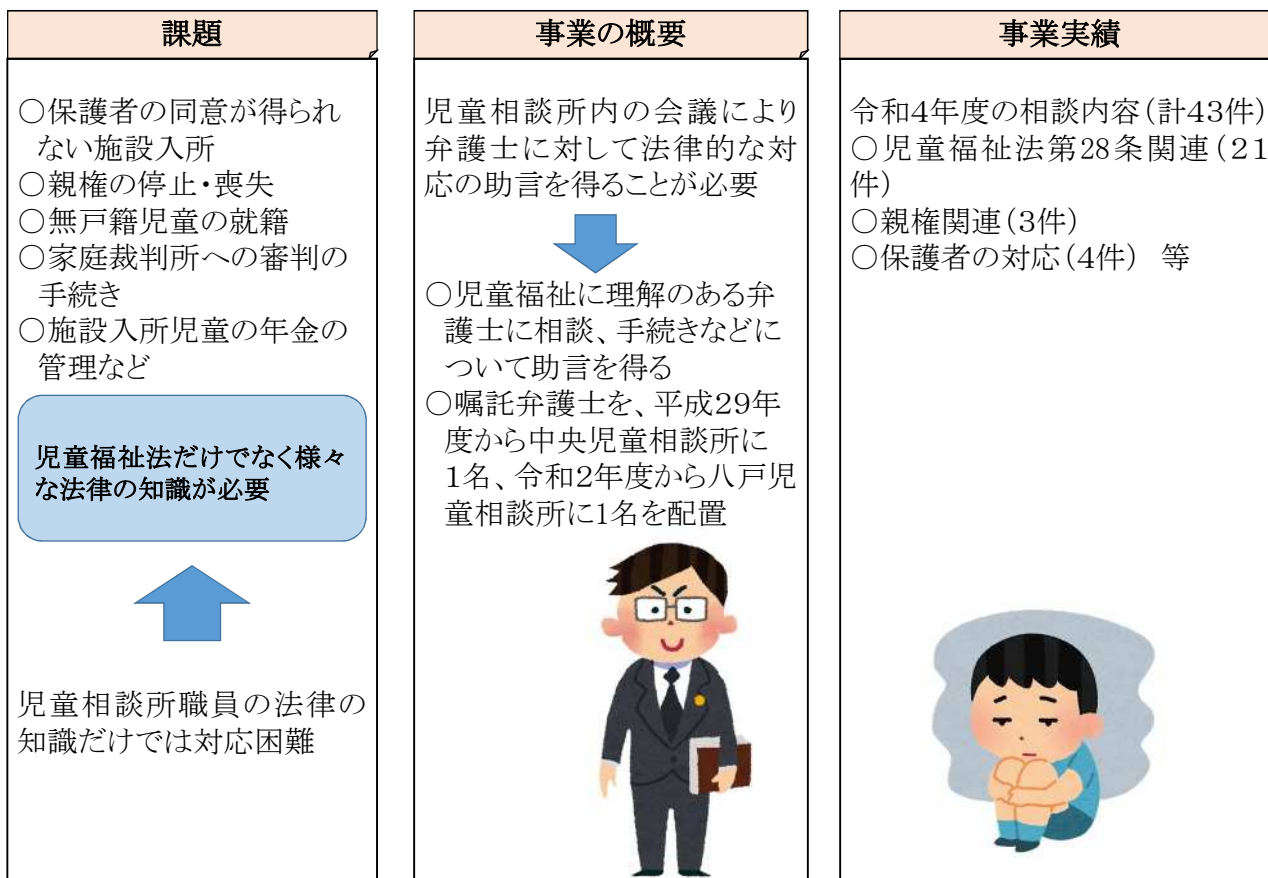
(4) 児童相談所の事業の現状と方向性



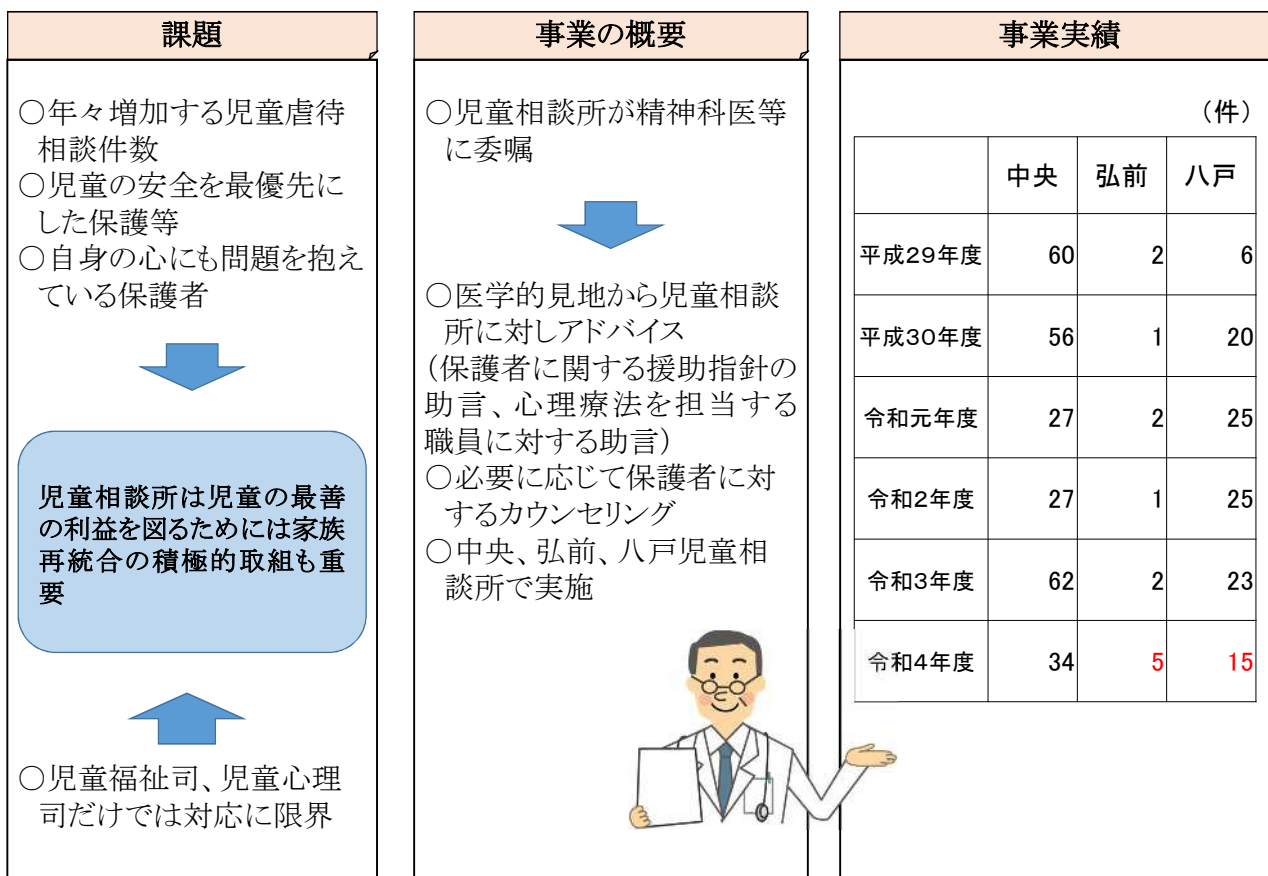
(5) 子ども虐待ホットライン事業について



(6) 児童相談所法律相談事業について



(7) カウンセリング強化事業について



(8) 被虐待児フォローアップ事業について

課題	事業の概要	事業実績																					
<p>○虐待を受けた児童の心理的健康の回復 ○治療的な環境作り</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e1f5fe; text-align: center;"> 被虐待児だけでなく、保護者や施設の職員も対象にしたフォローが必要 </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>○治療的な援助だけでなく、保護者や施設の職員への技術的な援助を実施する ○実施主体は児童相談所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設職員指導 児童福祉施設職員への技術的援助 2 被虐待児集団指導 被虐待児への集団での治療的援助 3 被虐待児親子指導 被虐待児とその保護者への合同での治療的・技術的援助 4 被虐待児個別指導 被虐待児への個別の治療的援助 5 被虐待児の保護者指導 被虐待児の保護者への治療的・技術的援助 	<p>(件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問施設数</th> <th>指導回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">86</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center; color: red;">19</td> <td style="text-align: center; color: red;">56</td> </tr> </tbody> </table>		訪問施設数	指導回数	平成29年度	15	86	平成30年度	16	75	令和元年度	25	85	令和2年度	14	72	令和3年度	17	38	令和4年度	19	56
	訪問施設数	指導回数																					
平成29年度	15	86																					
平成30年度	16	75																					
令和元年度	25	85																					
令和2年度	14	72																					
令和3年度	17	38																					
令和4年度	19	56																					

2 市町村や関係機関の相談体制整備及び連携の推進

(1) 市町村における要保護児童対策地域協議会（要対協）の概要

① 平成16年度児童福祉法改正

- ・ 市町村が児童家庭相談の一義的な窓口となる。
- ・ 市町村が虐待通告先に位置付けられる。
- ・ 市町村は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる。

② 市町村の役割

- ・ **相談支援**
児童家庭相談に応じ、必要な調査指導を行うほか、社会資源を活かした幅広い支援を行う。
- ・ **児童虐待対応**
通告受理は速やかに児童の安全確認を行う。児童相談所との連携を図る。
- ・ **支援のためのネットワーク構築（要保護児童対策地域協議会の設置）**
スムーズな機関連携のための情報共有及び役割分担

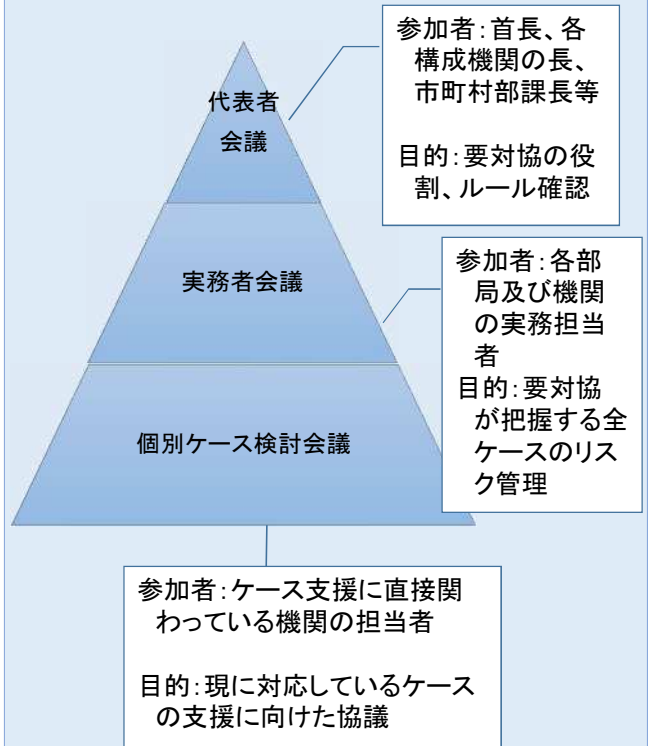
③ 要対協の対象となる者

- ・ **要保護児童**・・・虐待等により保護者が児童を監護することが不相当と認められるケース
- ・ **要支援児童**・・・虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが特に必要であると認められるケース
- ・ **特定妊婦**・・・出産後の虐待発生予防のため、出産前からの支援を必要とする妊婦のケース

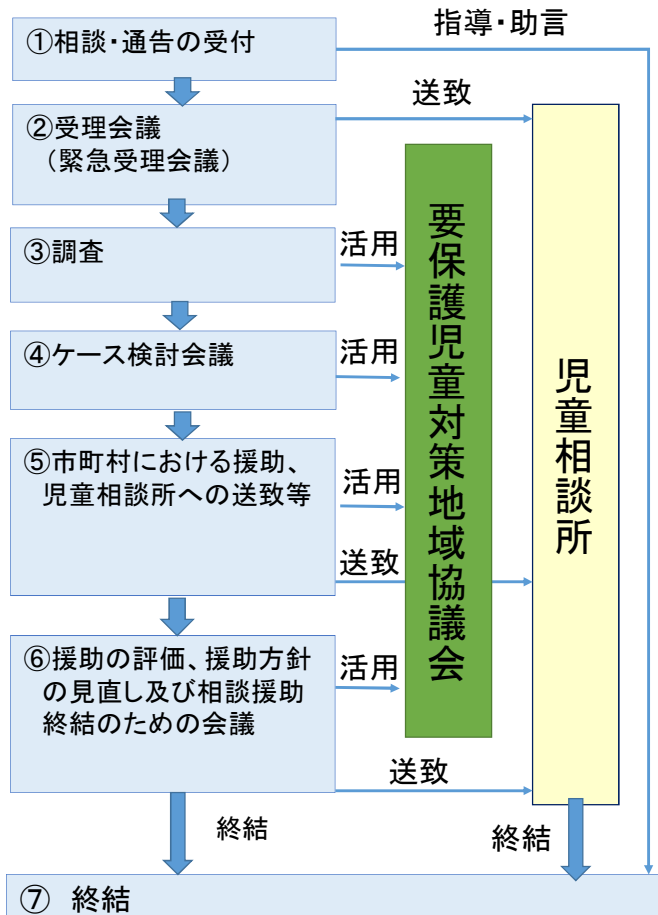
④ 要対協のサポートネットワーク



⑤ 要対協運営のための3つの会議



(2) 市町村と児童相談所との連携



- 市町村は、必要に応じて、要対協を活用しながら、児童相談所と連携により、解決するまでの援助を行う。
- 児童相談所は、市町村を始めとする相談機関における早期発見・早期対応や業務の適切な実施を確保するために技術的助言等を行い、相談機能及び対応力の強化を図る



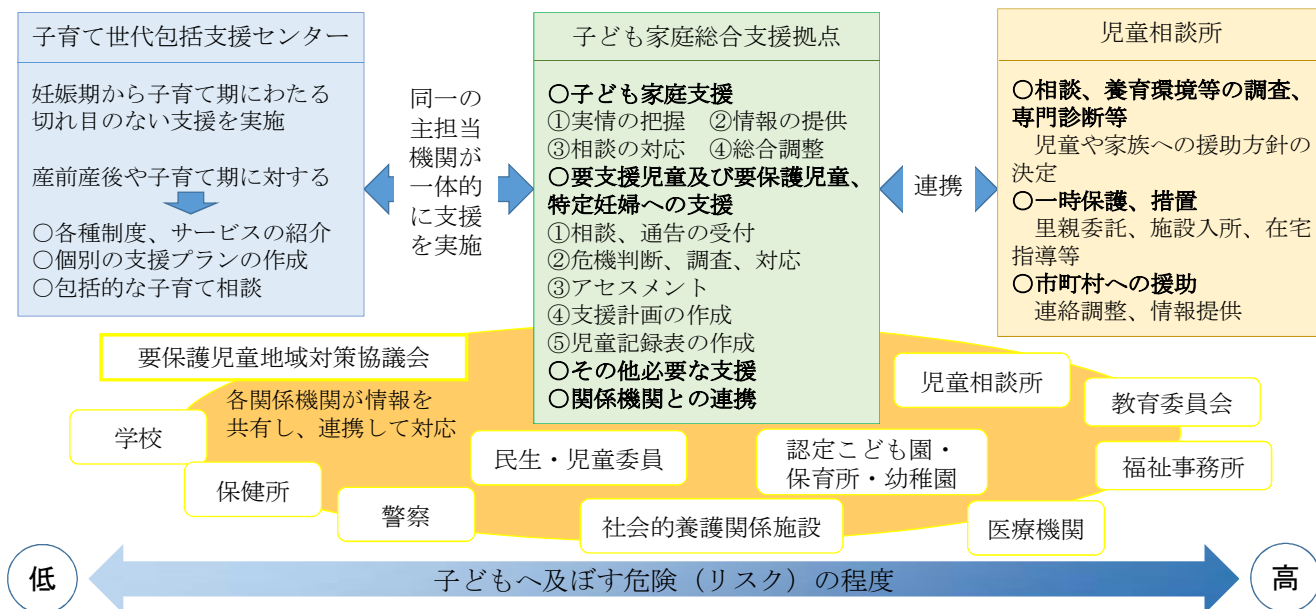
図: 市町村における児童家庭相談援助の流れ(市町村と児童相談所の機関連携対応方針より)

(3) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援 ～市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進～

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担う拠点（市町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めるものとされた。

在宅で生活している子どもがその家庭において健やかに養育されるには、県民にとって最も身近な市町村による支援が重要であることから、市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援を行う。

(市町村子ども家庭総合支援拠点イメージ図)



3 子どもへの虐待防止対策

(1) 児童虐待防止法について

定 義
<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待とは、保護者が監護する児童に対して、その心や体を傷つけたり健全な成長や発達を損なう行為で、不適切な関わりは全て含む。 ○児童虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクトの4つ。

児童虐待防止施策	
<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の早期発見・早期対応 ○発生予防への支援 ○ハイリスク世帯の早期発見と援助 	
市町村での対応	児童相談所での対応
<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を中心とした「要保護家庭」の把握と支援 ○虐待通告の窓口として、受理後の適切な対応を実施 ○母子保健事業の展開によるハイリスク家庭の早期発見・早期支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が行う支援に対する技術的援助 ○一時保護などを行う専門的支援が必要な案件への対応 ○市町村に対する研修 ○市町村が行う要保護児童対策地域協議会でのケース検討への参加

※児童福祉法第10条により市町村の業務について規定、同法第11条により都道府県の業務を規定、青森県では児童相談所長に事務を委任している

(2) 児童虐待対策の現状と今後の施策の方向性

現 状	課 題	必要な施策
<p>○虐待相談対応件数の増加 令和4年度の虐待対応件数は2,039件 DV目撃による心理的虐待の通告の割合の増加</p> <p>○市町村の相談体制の不足 令和4年度の市町村の虐待対応件数は689件であり、年々件数は増加 要保護児童対策地域協議会の機能・体制強化が必要</p> <p>○社会的養護体制の充実 虐待などにより処遇が難しい児童の入所（被措置児童等虐待へつながる可能性） 家庭的養護へのニーズ</p>	<p>○虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要</p> <p>○措置や一時保護が必要のないケースは市町村が対応する仕組みづくりとスキルアップが必要</p> <p>○社会的養護体制の質・量ともに拡充が必要</p>	<p>広報・啓発 ○子ども虐待ホットラインカードの配布</p> <p>研修等 ○子ども虐待要保護児童対策研修会 ○市町村職員への研修の開催 ○市町村要保護児童対策地域協議会の活性化</p> <p>ケース支援 ○市町村と児童相談所の機関連携対応方針によるケース支援 ○48時間以内に児童の安全の目視確認 ○児童相談所から社会的養護施設や里親への支援</p>

(3) 市町村等へ向けた研修事業（平成24年度～）

市町村児童家庭支援力アップ事業 (H24～H25)	児童虐待対応力アップ事業 (H26～H27)	要保護児童支援者研修事業 (H28～)
<p>1サインズオブセイフティ研修 市町村要保護児童対策地域協議会構成員向けプログラム 講師 井上直美 (臨床心理士)</p> <p>2要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣 市町村要保護児童対策地域協議会調整機関向けプログラム 講師 安部 計彦 (西南学院大教授)</p> <p>3市町村職員のための面接技法研修 児童福祉担当市町村職員向けプログラム 講師 早樫一男 (同志社大教授)</p>	<p>1ケースマネジメント研修 市町村要保護児童対策地域協議会構成員向けプログラム 講師 久保宏子 (NPO法人理事)</p> <p>2リスクアセスメント研修 保健師および保育士向けプログラム 講師 佐藤拓代 (大阪府母子保健センター長) 才村純 (関西学院大教授)</p> <p>3被措置児童等虐待防止研修 児童福祉施設基幹職員向けプログラム 外部講師依頼および外部研修への派遣</p>	<p>1ステップアップ研修 市町村要保護児童対策地域協議会構成員向けプログラム 講師 安部計彦 (西南学院大教授)</p> <p>2社会的養護関係施設基幹職員研修(H28、R1) 児童福祉施設基幹職員向けプログラム 講師 外部講師及び県職員</p> <p>3性問題行動に関するリスクアセスメント研修(H29) 児童福祉施設職員向けプログラム 講師 県職員</p>

(4) 市町村向け研修のコンセプト（研修実施のねらい）

コンセプト1(共通のツール)

- 様々な機関が集まる要保護児童対策地域協議会
- 共通に使うことができるツールにより、ケースの検討をスムーズに
- 共通のツール → ジェノグラムを使った面接、サインズオブセイフティ

コンセプト2(市町村と児童相談所の効果的な連携)

- 市町村は児童家庭相談の第一義的窓口
- まず、市町村が通告を受理して調査、可能な支援の実施
- 市町村と児童相談所の機関連携対応方針の策定

コンセプト3(適切なケースマネジメントとリスクアセスメント)

- 子どもが幼児期のうちに早期に虐待のリスクを把握して、早期の適切な支援
- 世帯へ直接関わる職員がリスクアセスメント、要保護児童対策地域協議会がケース管理
- 市町村へリスクアセスメント研修、保健師および保育士へリスクアセスメント研修

研 修 の 効 果

- 市町村は対応力を身につけ、児童家庭相談の第一義的窓口として機能
- 対応可能なケースは、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に支援を実施
- 児童相談所は専門性や措置権を行使することが必要な深刻な児童虐待相談に対応
適切な市町村と児童相談所の役割分担の実現

4 社会的養育の推進

(1) 里親委託等の推進と施設の機能転換

① 課題

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であると位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。こうした理念を具体化するために、代替養育を必要とする子どもたちに対し、子どもの状況に応じた適切かつきめ細かな支援が行えるよう、家庭的養育を推進するとともに、施設における処遇の充実・強化を図り、子どもの自立支援に努めることが必要である。

② 具体的な取組

里親等への委託の推進

- 里親等委託を推進するため、里親に関連する業務の包括的な実施体制を構築し、里親と関係機関とがチームとなって、質の高い里親養育を実現。

施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた支援

- 施設での養育を必要とする子どもに対して、できるだけ良好な家庭的環境において、高機能化された養育を行うとともに、その専門性を活かして里親支援や地域支援を行うなど、多機能化・機能転換を図ることができるよう支援。

当事者である子どもの権利擁護の強化

(2) 児童福祉施設入所児童等に対する支援

児童福祉施設等（社会的養護を必要とする児童に関するもの）の種類

R5.4.1現在

施設種別	目的	施設数	定員
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）	6	252
乳児院	乳児等を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）	3	36
児童自立支援施設	犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所させ、必要な指導を行って自立を支援する施設。あわせて退所した者について相談その他の援助も行う。（児童福祉法第44条）	1	50
児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条の2）	1	入所 30
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。（児童福祉法第6条の3）	11	66
母子生活支援施設	配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、これらの者の自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）	2	36
自立援助ホーム	義務教育終了後15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の家庭がない児童や家庭にすることができない児童が入所し、社会的自立に向けて援助することを目的とした施設（児童福祉法第6条の3）	2	12

児童養護施設入所児童等自立支援事業

【事業内容】

児童養護施設等の指導者に相談できる環境にいるうちに、児童の将来を考え、進学、就職を積極的に斡旋し、児童の自立を支援する必要があることから、児童養護施設入所児童の社会自立が一層図られるよう、普通自動車運転免許を取得するための経費及び大学等に進学する際に要する経費を補助し、入所児童の自立能力の強化を図る。

1 普通自動車運転免許取得補助事業

■ 次の要件を満たす者の普通自動車運転免許取得費用を負担した児童養護施設等に対し、当該経費の補助を行う。

- ① 普通自動車運転免許を取得することにより、今後の就職等に効果的と見込まれる者
- ② 保護者からの普通自動車運転免許取得に係る経費の援助又は他の方法により当該費用の捻出が困難である者

2 大学等進学経費補助事業

■ 次の要件を満たす者が高校卒業後大学等に進学する場合、進学に伴う経費を負担した児童養護施設等に対し、当該経費の補助を行う。

- ① 進学先が決まっている者
- ② 保護者からの進学に係る費用の援助又は他の方法により当該費用の捻出が困難である者

※ 補助額は1・2共に1人200,000円以内。

<利用児童数>

(人)

	H30	R1	R2	R3	R4
普通自動車運転免許取得補助	16	19	8	17	10
大学等進学経費補助	1	3	5	2	4

社会的養護自立支援事業

【事業の目的】

里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、社会的自立のために必要な支援を実施することにより、将来の自立に結び付ける。

1 継続支援計画作成・生活相談支援

- ・里親・児童養護施設等への委託・措置を解除された者及び解除を控えた者に対して、生活上の問題や進路の問題等に関する相談支援を行う。
- ・継続的な支援が必要な対象者については、原則、措置解除前に継続支援計画を作成し、計画に基づく相談支援を行う。（R4実績：2名）
- ・対象者が相互に情報交換等を行えるような自助グループ活動の育成支援を行う。

2 居住等支援

- ・1の対象者のうち、20歳まで委託・措置延長された後も特に支援の必要性が高い、就学中の者に対して、里親の住居等において引き続き居住の場を提供し、居住に要する費用等を支給する。（R4実績：4名）

(3) 里親養育包括支援事業の概要

① 目的

家庭において養育することが困難であり又は適当でない子どもが、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託を推進することが重要

里親のリクルート及びアセスメントから、里親に対する研修、子どもと里親とのマッチング、子どもの里親委託中及び委託解除後における里親養育への支援に至るまでの一貫した里親支援に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする

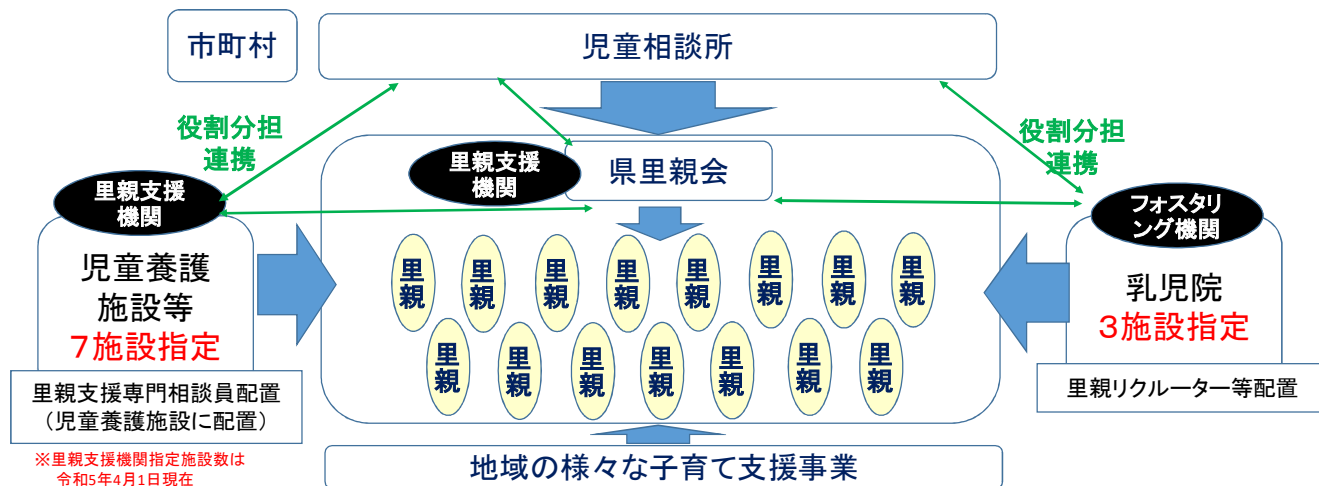
② 取組と実績(R4)

里親制度普及促進・リクルート等事業	普及啓発 リクルート活動	○里親制度に関するチラシを作成・配布 ○リクルートのためのイベントの開催 ○里親登録希望者に対するガイダンス等	・広報活動の一環として、市営バス等へ広告掲出、ラジオ番組出演及びテレビCMによる里親制度の周知 ・管内市町村や関係機関での里親制度説明会の実施
里親研修・トレーニング等研修	養育里親研修 養子縁組里親研修	新たに里親登録を希望する者及び登録更新を希望する者を対象に児童福祉法に基づき実施する研修	基礎・登録前研修は延べ48名、更新研修は延べ35名受講
	専門里親研修	専門里親登録及び更新を希望する者を対象に児童福祉法に基づき実施する里親研修	6名受講
	トレーニング等研修	未委託里親や委託後の里親に対する事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングの実施	未委託里親に対するトレーニングは8回、委託後里親に対するトレーニングは19回実施
里親委託推進等事業	里親委託支援	里親と児童のマッチング、里親意向調査、里親チラシ作成等	委託成立数；養育里親5件、養子縁組里親3件
里親訪問等支援事業	里親訪問支援	児童委託中の里親に、フォスタリング機関職員や先輩里親等が家庭訪問する相談援助活動	訪問世帯53世帯 訪問延べ回数88回
	里親による相互交流	里親の相互交流及び養育技術向上を目指した里親サロン、研修会等の実施	各里親支援機関及び各里親会主催による里親サロン等を延べ22回実施

③ 里親支援の課題

- 保護を要する子どもに対しては、家庭と同様の環境で愛着関係の形成を図ることができる里親等委託を推進することが重要であり、より多くの里親を開拓するとともに、里親制度に対する社会の理解を促進する必要がある。
- 里親に委託される社会的養護の子どもは、被虐待経験が多く、様々な形で育てにくさがある場合が多い。
- 包括的かつ継続的な里親支援を行うことにより、里親との信頼関係を築き、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことが重要。
- 里親のリクルートから里親養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を実施する機関を里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）と位置づけ、県の里親支援の業務を委託。
- 里親支援機関は、それぞれの特色に応じて、児童相談所やフォスタリング機関と連携し、里親委託推進、里親支援等を行う。

④ 里親支援体制整備のイメージ



5 ひとり親家庭対策

- 「青森県母子家庭等自立促進計画」(青森県子どもの貧困対策推進計画と一体で策定)により、総合的な施策展開
- 計画期間: 令和3年度～令和7年度

子育て・生活支援(教育の支援・生活の支援)

○ひとり親家庭等医療費助成事業(市町村のひとり親家庭に対する医療費給付費補助)

ひとり親家庭の18歳までの児童(養育者世帯の児童を含む)と、その父母の医療費を助成する。
(ひとり親家庭の父母については、1医療機関ごと月1,000円の自己負担金)

○ひとり親家庭等就業・生活支援事業(日常生活支援事業)

就職活動や疾病、学校行事等で一時的に保育ができない場合、家庭支援員を派遣し、家事援助をする。

○母子・父子自立支援員による支援

ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や相談指導等の支援を関係機関と連携して行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関し支援する。また、児童扶養手当の受給、母子父子寡婦福祉資金の貸付、養育費の確保などの経済上の諸問題に関する相談援助をする。

○母子父子寡婦福祉資金貸付事業(修学資金・就学支度資金)

ひとり親家庭の児童が、高等学校、大学、大学院等に修学するに当たって必要となる経費を貸付する。

○ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等の児童等に対し、学習支援講習会を実施する市に対し、事業費を補助する。

就業支援(保護者に対する就労の支援)

- ひとり親家庭等就業・生活支援事業(就業支援講習会等)
母子家庭の母等を対象に、一般、就労、法律相談、及び就業支援講習会等を実施する。
- 母子自立支援プログラム策定事業
児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により自立に向けた課題等を把握し、対象者の意向を考慮した自立目標、支援内容を設定する。
- 高等職業訓練促進給付費等補助事業
ひとり親家庭の親が資格取得のため養成機関において1年以上修業する場合、養成訓練の受講期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給する。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
高等職業訓練促進給付費等補助金を活用して養成機関に在学する者に対し、入学準備金・就職準備金を貸付する。
- 自立支援教育訓練給付金事業
ひとり親家庭の親が雇用保険制度の教育訓練講座等を受講し、終了した受講経費の一部を給付する。
- ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
高等学校卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するため、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講費用の一部について補助する。
- 母子・父子自立支援員による支援
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(事業開始・継続資金・技能習得資金)

養育費の確保(経済的支援)

- 母子・父子自立支援員による支援
- ひとり親家庭等就業・生活支援事業(法律相談)

経済的支援

- 児童扶養手当
離婚などで父(母)と生計を同じくしていない児童を養育している母(父)または養育者に対し、生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)

第6節 女性保護

1 女性保護事業の概要

根拠法等

- ・ 売春防止法(昭和31年制定)
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年制定/16年・19年・25年改正)
- ・ 人身取引被害者行動計画(平成16年12月) → 人身取引対策行動計画2009(平成21年12月) → 人身取引対策行動計画2014(平成26年12月)
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年・28年改正)

対象女性

- ・ 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ・ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ・ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ・ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつその問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ・ 人身取引被害者
- ・ ストーカー被害者

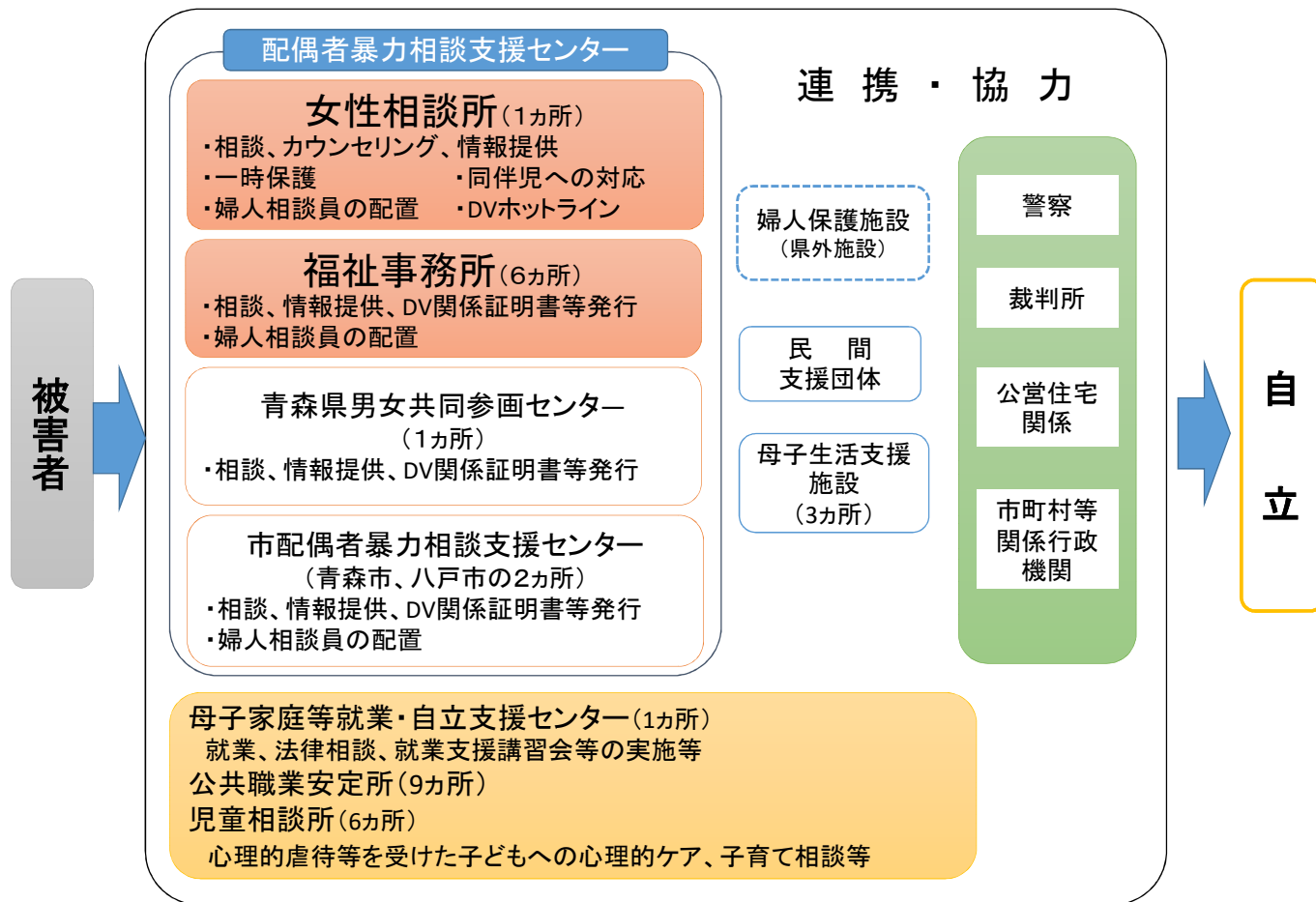
実施機関等

- ・ 女性相談所(一時保護所)
- ・ 配偶者暴力相談支援センター(福祉事務所)
- ・ 婦人相談員
- ・ 民間支援団体等

相談件数

令和4年度(女性相談所・婦人相談員合計) 1, 558件

2 女性保護事業関係機関



3 DVの予防啓発

関係者間の連携強化

○ODV防止対策推進会議

第4次青森県DV防止・被害者支援計画の目指す「配偶者からの暴力のない社会」の実現に向け、庁内関係課及び関係機関等との連携、調整を行う。

また、計画に基づき県、国機関、市町村等の関連事業の実施状況等を評価、公表し、効果的な施策の推進を図る。

○パンフレット等の作成、配布

DVに関する基礎知識、相談窓口等を盛り込んだパンフレット等を作成し、県内の相談窓口等に配置して、DVに関する正しい理解を普及し、県民への意識啓発を行う。

配布先 配偶者暴力相談支援センター、市町村等

若年層への意識啓発

○ハートフルセミナーの開催

次代を担う中学生を対象に、男女間の暴力の被害者や加害者になることを未然に防止するのみならず、子どもたちが主体的な思考を深め、自尊感情を高め、自らの行動を選択する力を身につけるとともに、相手への思いやりの心を育てることを目的とし、参加型体験学習(ワークショップ形式・寸劇・ロールプレイ等)によるセミナーを実施。

実施後のアンケートでは、「理解できた」と回答した生徒の割合は、98%となっているほか、「思いやりの心を持つことが大切だと学んだ」、「DVについて、この機会に学べて良かった」等の感想が寄せられている。

4 児童虐待・DV連携対応方針マニュアル

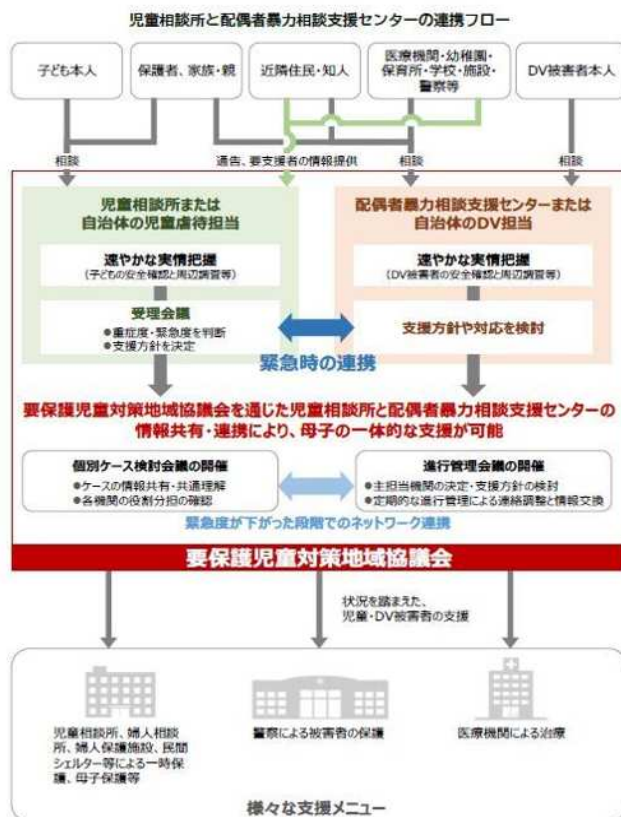
策定の趣旨

令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童相談所とDVセンター等(DVセンター、女性相談所、婦人相談員、市町村DV担当課)が相互に連携を行うことが明確化された。

DV被害と児童虐待を一体的に支援するためには、これまで以上に児童相談所やDVセンター等の関係機関が相互に連携し、施策横断的な支援を展開していく必要があることから、令和4年3月に本マニュアルを策定した。

基本方針

児童相談所とDVセンター等は、根拠となる法律等が異なり、手法や進め方に違いはあるが、必要に応じて情報共有、協議、検討を行い、児童とDV被害者の安全確保を最優先に支援を行う必要がある。



第1表 児童相談所相談件数

(単位：件)

年度	相談種別	養護相談	保健相談	肢体不自由児相談	視聴覚・言語障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	計
平成30年度		2,022	1	59	4	21	1,460	76	77	44	264	60	69	14	190	4,361
令和元年度		2,387	3	18	2	23	1,478	73	66	26	242	40	74	11	199	4,642
令和2年度		2,392	0	36	14	18	1,367	60	44	21	242	40	84	22	178	4,518
令和3年度		2,402	1	41	4	21	1,629	62	48	31	221	45	76	21	144	4,746
令和4年度		2,704	1	22	2	31	1,430	46	30	37	269	65	77	54	249	5,017

第2表 児童虐待相談対応件数

(単位：件)

年度	種別相談	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
平成30年度		364	10	800	239	1,413
令和元年度		408	2	892	318	1,620
令和2年度		447	16	975	311	1,749
令和3年度		420	19	929	325	1,693
令和4年度		469	15	1,124	431	2,039

第3表 市町村虐待相談対応件数

(単位：件)

年度	種別相談	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
平成30年度		148	1	138	234	521
令和元年度		166	1	247	165	579
令和2年度		146	5	239	176	566
令和3年度		135	5	309	197	646
令和4年度		146	1	343	199	689

第4表 保育所・認定こども園・地域型保育事業設置状況

(各年度4月1日現在)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	か所数	217	209	200	196	193
	定員(人)	14,799	14,108	13,430	12,984	12,315
認定こども園	か所数	287	294	299	304	305
	定員(人)	26,884	27,013	27,227	29,264	26,720
幼保連携型 幼稚園型 保育所型	か所数	227	231	236	240	240
	定員(人)	21,153	21,382	21,625	21,294	21,333
	か所数	26	28	28	27	27
	定員(人)	3,275	3,114	3,096	2,994	2,835
	か所数	34	35	35	37	38
	定員(人)	2,456	2,517	2,506	2,806	2,552
地域型保育事業	か所数	10	12	14	14	16
	定員(人)	223	226	257	257	257
小規模保育事業	か所数	8	10	12	12	13
	定員(人)	184	187	218	218	237
事業所内保育事業	か所数	2	2	2	2	3
	定員(人)	39	39	39	39	58

※平成27年4月1日子ども・子育て支援新制度施行

※休止中も含む

第5表 利用者支援事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	10	16	24	26	25
か所数	10	14	29	31	30

第6表 延長保育促進事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	34	34	34	34	34
か所数	435	446	442	436	413

第7表 一時預かり事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	29	31	30	29	29
か所数	279	326	314	306	316

第8表 地域子育て支援拠点事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	30	30	30	30	31
か所数	99	99	96	96	96

第9表 病児・病後児保育事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	17	17	18	18	19
か所数	29	29	31	30	34

第10表 ファミリー・サポート・センター事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	6	6	6	6	6
会 員 数	3,973	3,970	3,811	3,646	3,709

第11表 子育て短期支援事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	4	3	3	5	5
利用児童数	431	317	357	538	749

第12表 放課後児童健全育成事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	32	32	33	35	35
支援の単位 (国庫補助対象)	348	354	360	372	391

第13表 保育料軽減事業実施状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数(か所)	35市町村	33市町村	31市町村	30市町村	27市町村
対象児童数(人)	1,544	1,624	1,660	1,691	1,866
県補助額(円)	61,111,125	61,251,284	62,721,895	56,562,955	55,544,950

※ 平成8年10月から実施。

第14表 保育士資格取得状況

(単位:人)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育士試験	(6,295) 68	(6,385) 90	(6,435) 50	(6,504) 69	(6,585) 81
保育士養成施設	(23,771) 420	(24,130) 359	(24,491) 361	(24,840) 349	(25,155) 315
計	(30,066) 488	(30,515) 449	(30,926) 411	(31,344) 418	(31,740) 396

※ () は累計

第15表 保育士養成施設卒業者の就職分布状況

(単位：人)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県 内	249 (55.6%)	220 (56.8%)	249 (64.0%)	244 (67.2%)	218 (63.4%)
うち保育所	84 (18.8%)	59 (15.2%)	67 (17.2%)	78 (21.5%)	44 (12.8%)
うち幼保連携型 認定こども園	84 (18.8%)	81 (20.9%)	101 (26.0%)	90 (24.8%)	93 (27.0%)
小 計	168 (37.5%)	140 (36.2%)	168 (43.2%)	168 (46.3%)	137 (39.8%)
県 外	167 (37.3%)	138 (35.7%)	107 (27.5%)	84 (23.1%)	94 (27.3%)
うち保育所	135 (30.1%)	85 (22.0%)	71 (18.3%)	52 (14.3%)	66 (19.2%)
うち幼保連携型 認定こども園	7 (1.6%)	19 (4.9%)	13 (3.3%)	17 (4.7%)	10 (2.9%)
小 計	142 (31.7%)	104 (26.9%)	84 (21.6%)	69 (19.0%)	76 (22.1%)
就 職	416 (92.9%)	358 (92.5%)	356 (91.5%)	328 (90.4%)	312 (90.7%)
未 就 職	32 (7.1%)	29 (7.5%)	33 (8.5%)	35 (9.6%)	32 (9.3%)
合 計	448 (100.0%)	387 (100.0%)	389 (100.0%)	363 (100.0%)	344 (100.0%)

※ 幼保連携型認定こども園については、平成27年度から集計。

※ 未就職には進学を含む。

第16表 市郡別児童館・児童センター設置状況

(令和5年4月1日現在)

市 部		郡 部	
区分	設置数 (か所)	区分	設置数 (か所)
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	20 (9)	西津軽郡	
八戸市	15 (9)	中津軽郡	
黒石市	5 (2)	南津軽郡	2
五所川原市		北津軽郡	
十和田市		下北郡	
三沢市	9 (4)	上北郡	6 (3)
むつ市		三戸郡	2
つがる市	1		
平川市	2		
計	69 (25)	計	11 (3)
県 計			80 (28)

※ () 内は、児童センターの再掲

第17表 児童福祉法による児童遊園整備状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	公 立	私 立	計
整 備 数	0	0	0

第18表 里親委託の状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
里親 認定・登録里親 (世帯)	121	136	134	152	172
委託里親 (世帯)	46	39	41	42	45
委託率 (%)	38.0	27.9	29.8	32.5	33.4
委託児童 (人)	66	54	64	62	65

※ 令和4年度再掲 専門里親18人(委託児童2人)、親族里親11世帯(委託児童10人)

第7章 こどもみらい課 事業概要

第19表 主任児童委員内容別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子ども校の教育・生活	学活	年金・保険	仕事	家庭関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
平成30年度	36	13	44	349	821	593	31	8	21	85	4	79	107	208	2,399
令和元年度	34	12	34	384	601	566	20	5	13	84	9	78	78	187	2,105
令和2年度	18	17	86	303	836	518	19	3	24	79	7	54	97	146	2,207
令和3年度	23	17	47	296	751	569	19	5	22	71	24	65	94	132	2,135
令和4年度	30	14	68	262	696	497	15	5	4	60	27	81	100	169	2,028

第20表 主任児童委員分野別相談・支援件数

(単位：件)

年 度	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	計
平成30年度	142	20	1,938	299	2,399
令和元年度	165	29	1,606	305	2,105
令和2年度	137	42	1,818	210	2,207
令和3年度	167	50	1,696	222	2,135
令和4年度	233	62	1,533	200	2,028

第21表 青森県子ども家庭支援センター総合相談件数

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電話相談	244	266	292	514	565
養護	4	7	5	9	10
保健	22	25	17	22	18
心身障害	7	0	4	3	0
非行	0	2	0	0	0
育成	50	58	45	52	55
一般(大人)	121	152	193	400	458
その他	40	22	28	28	24
面接相談	34	29	14	9	4
計	278	295	306	523	569

第22表 児童手当の月額及び費用負担

支給対象児童	手当月額	費用負担
0歳から中学校終了前	○0歳以上3歳未満 1万5千円 ○3歳以上小学校終了前 1万円 第1子・第2子 1万5千円 第3子以降 1万円 ○中学生 5千円 ○特例給付	○0歳から3歳未満 被用者：国37/45(事業主含む)・県4/45・市町村4/45 非被用者：国2/3・県1/6・市町村1/6 ○3歳以上小学校終了前 第1子・第2子：国4/6・県1/6・市町村1/6 第3子以降：国4/6・県1/6・市町村1/6 ○中学生：国4/6・県1/6・市町村1/6 ○特例給付：国4/6・県1/6・市町村1/6

第23表 令和4年度児童手当支給状況

区 分	受給者数 (人)	児童数 (人)	支給総額 (千円)
0歳から3歳未満	64,554	14,695	7月に確定
3歳以上小学校終了前 (再掲) 第3子以降		67,293	
中 学 生		9,398	
		23,471	
特 例 給 付	1,338	2,084	7月に確定
計	65,892	107,543	0

第24表 母子・父子自立支援員年度別相談指導状況

(単位：件)

相 談 内 容		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活一般	住 宅	7	66	30	15	69
	医 療	28	49	32	41	133
	家 庭 紛 争	9	20	39	13	51
	就 職	299	313	316	455	453
	結 婚	0	11	7	6	7
	そ の 他	275	179	501	598	791
	計	618	638	925	1,128	1,504
児 童	養 育	18	128	42	27	54
	教 育	58	152	219	212	172
	非 行	1	1	0	0	2
	就 職	17	34	34	46	24
	そ の 他	29	120	163	127	123
計	123	435	458	412	375	
生活支援	母子父子寡婦福祉資金	4,380	3,956	3,857	3,056	3,052
	公 的 年 金	0	3	1	7	21
	児 童 扶 養 手 当	36	60	77	74	74
	生 活 保 護	5	13	16	11	23
	税	7	9	14	26	41
	そ の 他	28	300	448	620	673
計	4,456	4,341	4,413	3,794	3,884	
そ の 他	売 店 設 置	—	—	—	—	—
	た ば こ 販 売	—	—	—	—	—
	母子世帯向公営住宅 (母子及び寡婦福祉法 第27条)	0	0	1	0	1
	母子福祉施設の利用	3	0	0	0	0
	母子生活支援施設(児 童福祉法第38条)	5	14	13	18	17
計	8	14	14	18	18	
合 計	5,205	5,428	5,810	5,352	5,781	

※平成22年度からは従来の母子家庭・寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。(母子父子寡婦福祉資金を除く)

母子父子寡婦福祉資金の父子に対する貸付は平成26年度分からとなっている。

第25表 母子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	件	件	件	件	件
貸付件数	262	214	185	135	139
貸付金額	139,318	121,201	88,394	74,126	77,511

第26表 母子福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業開始	—	—	—	—	—
事業継続	—	—	—	—	—
修学	116,362	106,517	73,243	56,984	56,300
技能習得	—	—	—	—	—
修業	2,283	1,897	1,127	3,583	3,241
就職支度	100	100	300	300	200
医療介護	—	—	—	—	—
生活	2,326	1,323	2,557	2,427	2,634
住宅	—	—	—	—	—
転宅	—	—	—	—	—
就学支度	18,246	11,364	11,167	10,832	15,136
結婚	—	—	—	—	—
児童扶養	—	—	—	—	—
特例児童扶養	—	—	—	—	—

第27表 父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	件	件	件	件	件
貸付件数	14	16	24	20	19
貸付金額	5,372	7,054	10,393	13,087	15,279

第28表 父子福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業開始	—	—	—	—	—
事業継続	—	—	—	—	—
修学	3744	4470	6456	9980	12979
技能習得	—	—	—	—	—
修業	816	1142	1065	945	648
就職支度	—	—	100	—	—
医療介護	—	—	—	—	—
生活	—	—	—	—	—
住宅	—	432	—	—	—
転宅	—	—	—	—	—
就学支度	812	1010	2772	2162	1652
結婚	—	—	—	—	—
児童扶養	—	—	—	—	—
特例児童扶養	—	—	—	—	—

第29表 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	件	件	件	件	件
貸付件数	3	5	5	6	5
貸付金額	2,022	3,198	3,250	3,404	5,208

第30表 寡婦福祉資金種類別貸付状況

(単位：千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業開始	—	—	—	—	—
事業継続	—	—	—	—	—
修学	1,206	1,692	2,052	2,052	5,208
技能習得	—	—	—	—	—
修業	816	816	816	762	—
就職支度	—	100	100	100	—
療養	—	—	—	—	—
生活	—	—	—	—	—
住宅	—	—	—	—	—
転宅	—	—	—	—	—
就学支度	—	590	282	490	—
結婚	—	—	—	—	—

第31表 児童扶養手当支給月額

(令和5年4月以降)

手当支給月額	
全部支給	子 1人 44,140円
	2人 54,560円
	3人以降 6,250円 ずつ加算
一部支給 停止	子 1人 44,130円 ～ 10,410円 (所得額に応じて10円刻み)
	2人 54,540円 ～ 15,620円 (所得額に応じて10円刻み)
	3人以降 6,240円 ～ 3,130円 ずつ加算 (所得に応じて10円刻み)

第32表 児童扶養手当の受給状況

年 度	平成10年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
認定請求書受付							
受付件数	1,725	296	300	303	264	209	
認定件数	1,690	293	299	300	263	202	
未処理件数	73	2	0	2	1	2	
却下件数	23	1	1	1	2	5	
総支給額	5,435,935,626円	1,450,448,240円	1,769,606,690円	1,329,851,810円	1,253,743,410円	1,167,496,110円	
受給世帯該当事由	受給者総数	10,401人	2,768人	2,885人	2,749人	2,559人	2,428人
	母子世帯						
	生別母子世帯	9,136	2,001	2,090	2,012	1,872	1,783
	死別母子世帯	182	25	28	20	19	21
	遺棄世帯	114	4	3	3	5	6
	未婚の母子世帯	901	297	297	298	286	284
	障害者世帯	66	16	17	15	18	18
	父子世帯						
	生別父子世帯	0	312	326	289	261	235
	死別父子世帯	0	17	21	19	15	15
	遺棄世帯	0	2	2	1	0	0
	未婚の父子世帯	0	3	3	2	2	2
	障害者世帯	0	8	11	12	10	10
その他の世帯	2	83	87	78	71	56	
受給対象児童数	15,704	4,296	4,240	4,037	3,788	3,586	

※令和元年11月からの制度改正で支給回数が年4回から年6回となったことに伴い、令和元年度の総支給額は平成30年12月分から令和2年2月分までの15か月分となっている。

第33表 特別児童扶養手当支給月額

(令和5年4月以降)

等級	区分	1人につき
1	級	月 53,700円
2	級	月 35,760円

第34表 特別児童扶養手当の受給状況

年 度		平成10年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
認定請求書受付状況	受 付 件 数	278	516	567	525	509	461	
	認 定 件 数	273	501	535	515	492	450	
	未 処 理 件 数	21	0	0	0	0	0	
	却 下 件 数	14	15	23	10	17	11	
総 支 給 額	996,938,060円	1,615,754,890円	1,691,569,570円	1,793,046,790円	1,868,296,050円	1,905,770,180円		
手当支給状況	受給者総数	1,880人	3,326人	3,503人	3,652人	3,739人	3,823人	
	対象児童数	1,905人	3,540人	3,614人	3,951人	4,084人	4,208人	
	内 訳	外 部 障 害	524	518	507	478	448	428
		知 的 障 害	1,080	2,031	2,014	2,046	2,016	2,027
		その他の精神障害	27	697	964	1,141	1,329	1,459
		内 部 障 害	257	279	252	265	260	261
合 併 障 害	17	15	19	21	31	33		

第35表 就業支援講習会受講状況（実人員）

区 分	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 人 員		77人	149人	128人	79人	83人

第36表 母子家庭等家庭支援員派遣日数状況

(単位：日)

年 度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
派遣延日数	母子家庭	56	59	79	42	45
	父子家庭	35	0	0	18	16
	寡 婦	0	0	0	0	0
	計	91	59	79	60	61

第37表 ひとり親家庭等医療費助成事業状況

年 度	対 象 者 数			支給件数合計	支 給 額	補助金額
	母	父	児 童			
	人	人	人	件	千円	千円
平成30年度	15,083	1,596	24,650	414,668	918,238	457,441
令和元年度	14,480	1,437	23,039	405,400	900,521	448,184
令和2年度	12,789	1,225	20,392	343,537	797,311	398,137
令和3年度	14,297	1,311	23,632	350,040	832,898	415,857
令和4年度	12,799	1,169	20,469	345,387	791,654	395,007

第38表 女性相談所経路別相談受付状況

(単位:件)

区分	年度	経路 総数	本人自身	警察関係	法務関係	他の 婦人相談所	福祉 事務所	その他	福祉 相談機関	縁故者・ 知人等	その他 (医療・ 教育機関等)
総 数	平成30年度	2,022 100%	1,801 89.1%	20 1.0%	2 0.1%	13 0.6%	35 1.7%	44 2.2%	51 2.5%	56 2.8%	
	令和元年度	1,824 100%	1,588 87.1%	40 2.2%	0 0.0%	5 0.3%	43 2.4%	40 2.2%	39 2.1%	69 3.8%	
	令和2年度	1,954 100%	1,715 87.8%	22 1.1%	1 0.1%	7 0.4%	40 2.0%	61 3.1%	58 3.0%	50 2.6%	
	令和3年度	1,613 100%	1,406 87.2%	20 1.2%	1 0.1%	7 0.4%	41 2.5%	38 2.4%	50 3.1%	50 3.1%	
	令和4年度	1,558 100%	1,355 87.0%	18 1.2%	0 0.0%	7 0.4%	65 4.2%	26 1.7%	44 2.8%	43 2.8%	
女性 相談所	平成30年度	1,404 100.0%	1,315 93.7%	12 0.9%	1 0.1%	0 0.0%	12 0.9%	21 1.5%	22 1.6%	21 1.5%	
	令和元年度	1,178 100.0%	1,061 90.1%	33 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	21 1.8%	23 2.0%	15 1.3%	25 2.1%	
	令和2年度	1,178 100.0%	1,085 92.1%	17 1.4%	0 0.0%	2 0.2%	5 0.4%	22 1.9%	26 2.2%	21 1.8%	
	令和3年度	949 100.0%	873 92.0%	15 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	9 0.9%	12 1.3%	29 3.1%	11 1.2%	
	令和4年度	898 100.0%	850 94.7%	10 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	10 1.1%	5 0.6%	18 2.0%	5 0.6%	
婦人 相談員	平成30年度	654 100.0%	510 78.0%	8 1.2%	1 0.2%	13 2.0%	24 3.7%	27 4.1%	30 4.6%	41 6.3%	
	令和元年度	702 100.0%	568 80.9%	8 1.1%	0 0.0%	5 0.7%	31 4.4%	23 3.3%	25 3.6%	51 7.3%	
	令和2年度	845 100.0%	697 82.5%	5 0.6%	1 0.1%	5 0.6%	35 4.1%	39 4.6%	33 3.9%	30 3.6%	
	令和3年度	716 100.0%	577 80.6%	5 0.7%	1 0.1%	7 1.0%	32 4.5%	29 4.1%	24 3.4%	41 5.7%	
	令和4年度	880 100.0%	716 81.4%	9 1.0%	0 0.0%	7 0.8%	57 6.5%	20 2.3%	32 3.6%	39 4.4%	

(注) 女性相談所の婦人相談員(2人)の件数は、両方に計上している。

第39表 女性相談所形態別受付状況

(単位:件)

区分 年度	女性相談所			婦人相談員		
	計	面接 相談	電話 相談	計	面接 相談	電話 相談
平成30年度	1,404 100.0%	32 2.3%	1,372 97.7%	654 100.0%	410 62.7%	244 37.3%
令和元年度	1,178 100.0%	54 4.6%	1,124 95.4%	702 100.0%	477 67.9%	225 32.1%
令和2年度	1,178 100.0%	33 2.8%	1,145 97.2%	845 100.0%	485 57.4%	360 42.6%
令和3年度	949 100.0%	27 2.8%	922 97.2%	716 100.0%	404 56.4%	312 43.6%
令和4年度	898 100.0%	23 2.6%	875 97.4%	880 100.0%	420 47.7%	460 52.3%

(注) 女性相談所の婦人相談員(2人)の件数は、両方に計上している。

第40表 女性相談所相談処理状況

(単位：件)

区分	年度	事項別 就 職 自 営	結 婚	帰 宅	福 祉 事 務 所 等 へ 移 送	婦 人 相 談 員 へ 移 送	婦 人 相 談 所 ・ 他 県 婦 人 相 談 所 へ 移 送	そ の 他 の 機 関 へ 移 送	助 言 指 導	そ の 他	計
	令和元年度			9	3			2	1,114	21	1,149
	令和2年度			5	5			1	1,144	50	1,205
	令和3年度			2	2			3	917	22	946
	令和4年度			2	5			1	874	17	899
婦人相談員	平成30年度	1			4	3			563	86	657
	令和元年度			7	1	5		1	565	123	702
	令和2年度			3	3	4		1	643	175	829
	令和3年度			1		6		5	511	209	732
	令和4年度				1	5		1	714	159	880

※相談処理件数には、前年度からの継続相談分を含むため、受付件数とは一致しない。

第41表 女性相談所入所の理由状況

(単位：件)

区分	年度	総数	本人の問題						家族の問題						その他		
			生活困窮	借金・未金の母	純異性遊	男女問題	住先	その他	夫婦間の暴力	その他の問題	離婚問題	子どもの問題	家庭不和	親族の問題	住居問題	交際相手の暴力	
	平成30年度	16					1	1	12			1		2	15		0
	令和元年度	26						1	1	20			1	2	23		2
	令和2年度	16					1	2	13					13		0	
	令和3年度	14					2	2	9					9		1	
	令和4年度	13					1	1	10	1		1		12		0	

第42表 女性相談所退所状況

(単位：件)

処理別	就自営又職は	帰宅	帰郷	福祉施設移送	他人相談所へ移送	他県関係の福祉施設へ移送	病院へ	転居	その他	合計
平成30年度	1	2	4	7			1	1		16
令和元年度		9	3	4		1		7	2	26
令和2年度		5	2	6				1	1	15
令和3年度		2	1	3			1	5	1	13
令和4年度		2	2	5		1		3		13

第43表 配偶者暴力相談支援センター相談状況

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
女性	868	969	1,064	1,196	1,374
男性	14	22	6	12	29
総件数	882	991	1,070	1,208	1,403

第44表 DV予防啓発ハートフルセミナー実施状況

区分	実施回数	受講者数
平成30年度	6校6回	394人
令和元年度	6校6回	438人
令和2年度	3校3回	162人
令和3年度	3校3回	175人
令和4年度	6校6回	307人

第45表 乳児死亡数及び死亡率

死亡率（出生千対）

区分	青 森 県						全 国					
	乳 児		新 生 児		周 産 期		乳 児		新 生 児		周 産 期	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成10年	49	3.6	28	2.1	84	6.1	4,380	3.6	2,353	2.0	7,447	6.2
平成29年	18	2.2	13	1.6	32	4.0	1,761	1.9	832	0.9	3,308	3.5
平成30年	15	1.9	10	1.3	23	2.9	1,748	1.9	801	0.9	3,046	3.3
令和元年	23	3.2	15	2.1	36	5.0	1,654	1.9	755	0.9	2,956	3.4
令和2年	18	2.6	15	2.2	32	4.7	1,512	1.8	704	0.8	2,674	3.2
令和3年	11	1.7	3	0.5	25	3.8	1,399	1.7	658	0.8	2,741	3.4
令和4年	9	1.5	4	0.7	19	3.2	1,398	1.8	657	0.8	2,741	3.3

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

※ 人口動態統計による。（令和3年は概数）

第46表 妊産婦死亡

区分	青 森 県				全 国			
	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)	出 産 数		死 亡 数	死 亡 率 (出産10万対)
	出生数	死産数			出生数	死産数		
平成10年	13,594	498	0	0.0	1,203,149	38,988	89	7.2
平成29年	8,035	173	0	0.0	946,065	20,358	36	3.7
平成30年	7,803	191	1	12.5	918,397	19,608	33	3.5
令和元年	7,170	168	0	0.0	865,234	19,449	32	3.6
令和2年	6,837	145	0	0.0	840,835	17,286	23	2.7
令和3年	6,513	150	0	0.0	811,622	16,277	28	3.4
令和4年	5,985	158	0	0.0	770,747	15,178	33	4.2

※ 人口動態統計による。（令和4年は概数）

第47表 妊婦健康診査委託

区分	妊娠届出数	委託診査延件数
平成10年度	13,449	26,315
平成29年度	7,974	104,616
平成30年度	7,415	99,477
令和元年度	7,078	92,668
令和2年度	6,656	92,940
令和3年度	6,106	87,679

第48表 乳児健康診査委託

区分	出生数	委託診査延件数	精密健康診査数実人員
平成10年度	13,595	17,802	436
平成29年度	8,035	14,860	409
平成30年度	7,803	14,585	490
令和元年度	7,170	14,351	489
令和2年度	6,837	13,727	451
令和3年度	6,513	11,933	426

※ 出生数は暦年

第49表 乳児集団健康診査

区 分	受診延人数
平成10年度	15,383
平成29年度	5,927
平成30年度	5,996
令和元年度	5,605
令和2年度	5,050
令和3年度	4,715

第50表 1歳6か月児健康診査

区 分	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率(B)/(A) (%)	精密検診受診者数
平成29年度	8,708	8,547	98.2	218
平成30年度	8,212	8,070	98.3	262
令和元年度	7,661	7,498	97.9	327
令和2年度	7,305	7,140	97.7	250
令和3年度	6,517	6,297	96.6	206

第51表 3歳児健康診査

区 分	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率(B)/(A) (%)	精密検診受診者数
平成29年度	9,123	8,891	97.5	2,131
平成30年度	8,595	8,479	98.7	2,233
令和元年度	8,306	8,135	97.9	2,404
令和2年度	8,280	8,138	98.3	2,244
令和3年度	7,296	7,023	96.3	2,155

第52表 妊産婦・新生児訪問指導

区 分	新 生 児		妊 産 婦	
	訪 問 件 数		訪 問 件 数	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
平成10年度	5,127	5,313	9,885	10,440
平成29年度	4,175	4,649	8,468	10,109
平成30年度	3,890	4,294	8,073	9,525
令和元年度	4,188	4,559	7,658	9,281
令和2年度	4,045	4,514	7,468	9,403
令和3年度	3,620	3,969	7,468	8,654

第53表 低出生体重児訪問指導

区 分	低出生体重児数 (A)	訪 問 件 数		訪問指導率 (B)/(A) (%)
		実 人 員 (B)	延 件 数	
平成29年度	709	663	910	93.5
平成30年度	774	553	714	71.4
令和元年度	683	608	936	89.0
令和2年度	591	518	748	87.6
令和3年度	595	510	683	85.7

※ 低出生体重児数は暦年

第54表 先天性代謝異常検査状況

区分	検査委託件数	正	常	擬	疾患別検査結果					
					アミノ酸代謝異常		有機酸代謝異常		脂肪酸代謝異常	
					要	(再掲)	要	(再掲)	要	(再掲)
平成30年度	9,003	8,978	17	0	0	0	0	0	0	
令和元年度	8,304	8,287	12	0	0	2	0	0	0	
令和2年度	7,707	7,683	21	0	0	1	0	1	0	
令和3年度	7,351	7,325	19	2	0	1	0	2	0	
令和4年度	6,735	6,717	18	0	0	2	0	2	0	

第55表 ガラクトース血症検査状況

区分	検査委託件数	検査結果			
		正	常	擬	陽
		性	要	精	(再掲)
平成30年度	9,038	8,974	54	4	0
令和元年度	8,353	8,292	45	4	1
令和2年度	7,747	7,682	53	2	0
令和3年度	7,394	7,325	46	6	1
令和4年度	6,769	6,712	35	5	0

第56表 先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査状況

区分	検査委託件数	検査結果			
		正	常	擬	陽
		性	要	精	(再掲)
平成30年度	9,077	8,971	94	11	5
令和元年度	8,381	8,276	94	11	2
令和2年度	7,783	7,682	96	4	0
令和3年度	7,416	7,321	78	10	6
令和4年度	6,877	6,801	66	8	2

第57表 先天性副腎過形成症検査状況

区分	検査委託件数	検査結果			
		正	常	擬	陽
		性	要	精	(再掲)
平成30年度	9,105	8,959	131	8	0
令和元年度	8,426	8,267	125	18	0
令和2年度	7,800	7,667	116	9	1
令和3年度	7,426	7,319	86	8	0
令和4年度	6,822	6,712	102	4	0

第58表 小児慢性特定疾病医療費給付状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	人	人	人
悪性新生物	76	72	69
慢性腎疾患	50	48	49
慢性呼吸器疾患	23	21	21
慢性心疾患	169	156	147
内分泌疾患	144	122	110
膠原病	28	22	22
糖尿病	54	49	49
先天性代謝異常	15	13	15
血液疾患	22	21	22
免疫疾患	6	4	4
神経・筋疾患	57	62	62
慢性消化器疾患	53	44	52
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	13	12	18
皮膚疾患	2	2	3
骨系統疾患	11	11	10
脈管系疾患	4	3	3
計	727	662	656

第59表 療育相談実施状況・医療相談（被指導延人員）

区 分	総 数	要 治 療			治療不能	治療不要
		肢体不自由児施設入所	育成医療	その他		
平成30年度	106	0	0	7	0	99
令和元年度	97	0	0	17	0	80
令和2年度	40	0	0	5	0	35
令和3年度	60	0	0	12	0	48
令和4年度	37	0	0	4	0	33

第60表 乳幼児はつらつ育成事業費補助実施状況

	給付件数	補助金額
平成30年度	660,678件	541,803千円
令和元年度	861,716件	644,922千円
令和2年度	745,228件	518,454千円
令和3年度	713,967件	555,307千円
令和4年度	756,126件	530,895千円

第61表 女性健康支援事業実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	人	人	人	人	人	人
実人員	58	17	6	15	11	6
延人員	89	18	8	18	11	6
相談内容	思春期女子の健康相談	0	0	0	0	1
	妊娠・避妊に関する相談	2	2	0	0	2
	不妊に関する相談	79	10	6	8	9
	メンタルケア	2	2	0	2	0
	婦人科疾患、更年期障害に関する相談	4	3	1	3	1
	その他	2	1	1	5	1
計	89	18	8	18	11	6

表62表 不妊専門相談センター事業実績

		平成17年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
延相談件数		22		(19) 24		(16) 24		(14) 17		(14) 24		(16) 22	
他院への紹介件数		3		(5) 6		(0) 5		(3) 5		(0) 4		(0) 3	
相談内容 (延件数)	不妊治療を受けるか否かに関する相談	4		(1) 1		(7) 8		(2) 2		(2) 5		(3) 5	
	不妊診断・治療方法	18		(10) 14		(3) 8		(7) 9		(6) 12		(5) 8	
	不妊治療による副作用	0		(0) 0		(0) 0		(0) 0		(1) 1		(0) 0	
	不妊治療に要する費用	0		(0) 0		(2) 2		(0) 0		(1) 1		(3) 4	
	その他	0		(3) 3		(4) 6		(5) 6		(4) 5		(5) 5	
	計	22		(19) 24		(16) 24		(14) 17		(14) 24		(16) 22	

() 内はWeb相談（令和2年度以前はメール相談）の再掲